

景観づくりの手引き

平成 15 年 3 月

青森県

目次

序章	p. 1
1. 本書の目的	p. 1
2. 本書の構成	p. 1
第1章 景観づくりの意義	p. 2
1. 景観づくりがもたらすもの	p. 2
2. 景観づくりにおける行政と住民等の役割	p. 3
コラム	p. 5
第2章 景観を学ぶ	p. 6
1. 景観を捉えるための基礎知識	p. 7
2. 景観の現況調査	p. 15
第3章 景観づくりを考える	p. 19
1. 景観づくりの目標・方針の検討	p. 19
2. 景観づくりの方向性の類型	p. 21
第4章 景観づくりを実行する（市町村景観施策事例集）	p. 25
参考資料	p. 60
1. 県の地域景観づくり支援施策	p. 60
2. ガイドプラン等	p. 61
3. 参考文献	p. 62

序章 本書の目的と構成

1. 本書の目的

本書は、市町村の景観行政担当職員の方々に、地域の景観づくりの手引きとして使っていただくために作成しました。景観に関する基礎的な知識、景観の現況調査、景観づくりの目標・方針の設定について説明し、具体的な事例を示しています。地域の特色を生かした景観づくりに取り組む際に役立ててください。

2. 本書の構成

本書の構成は、以下のようになります。

第1章 景観づくりの意義

景観づくりの目的と及ぼす効果について明らかにするとともに、景観づくりに関わる人々の役割について述べます。



第2章 景観を学ぶ

景観づくりを行うために必要な基礎的な知識である、景観を捉えるための知識、景観を調査する方法について述べます。



第3章 景観づくりを考える

景観づくりの施策を課題や方針に対応した形で行うための施策の類型を明らかにします。



第4章 景観づくりを実行する

今後、各市町村が具体的な景観づくりの施策、事業を行う際の参考となるよう、第3章の景観づくりの類型に基づきながら具体的な施策・事業例を示します。

第1章 景観づくりの意義

1. 景観づくりがもたらすもの

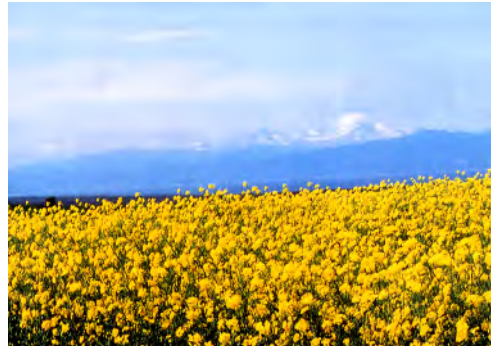
近年、人々の生活環境に対する意識は、「ゆとり」や「うるおい」など、「心の豊かさ」をも求めるものへと変化しており、この「心の豊かさ」を実感させる不可欠な要素として、「優れた景観」が重要視されるようになりました。

景観は、地域の歴史や文化の積み重ねが目に見える形となって表れたものです。例えば、その町が古くからの漁業の町であれば、その産業を支えた町並みや施設が残り、漁を行うために必要な独特の生活習慣も残ります。

そのような独自性を持った、地域の歴史や文化を活かしながら景観づくりを進めることで、住民は郷土を今まで以上に意識し、「地域への愛着、誇り」をより強く持つことにつながります。

そして、景観づくりの結果として生まれる良好な景観は、そこに暮らす人々にゆとりや潤い、さらには、生き生きとした快適な生活をもたらします。そのような住民の暮らしのあり様や「地域への愛着、誇り」は、外部の人からはその地域の魅力として映り、多くの人々を引き寄せるようになります。

このように、景観づくりを行うことが地域の活気に結びついていきます。



広々とした一面の菜の花畑



地域を特徴づける岩木山への眺望



地域の「誇り」の美しい生け垣

2. 景観づくりにおける行政と住民等の役割

景観づくりに限らず、行政と住民が協働していくことは普通のことになりつつあります。特に景観はその構成要素の大部分が民間の建物や土地利用であり、そのような私的空間も先導的な役割が期待される公共的空間とともに、景観形成上の重要な役割を担っています。

したがって、景観づくりは行政と住民がうまく役割を担いながら、共に参加することが重要です。

(1) 行政が担う役割

景観づくりの環境づくり

景観づくりにおいて、行政が果たすべき役割は大きく2つあります。1つは景観づくりを実行するための環境づくりとも言えるものです。それらの内容としては以下のような項目があります。

景観づくりの制度の整備

条例や要綱等の法的な位置づけを設定したり、景観づくりを進めるための計画、方針、ガイドライン等を策定することがあげられます。

人材育成

地域の景観づくりを自分達の手で行うことができる人材、行政といっしょになって取り組むことができる人材を育成すること、住民や事業者等に対する景観づくりについての啓発を図っていくことは行政の役割として重要です。

公共事業による景観づくり

行政が果たすべきもう一つの役割として、公共事業による景観づくりがあります。公共事業は建物整備だけでなく、道路や公園、河川、港湾等多岐にわたります。大規模な施設も多く、景観に与える影響も大きいと言えます。これらの事業において、地域の景観づくりの方針に沿った先導的施設として整備していくことは事業主体としての行政の重要な役割です。

(2) 住民・事業者等が担う役割

地域の景観づくりの主役は、その地域で日々の生活、経済活動を行っている住民・事業者です。景観づくりの主役である住民・事業者が景観づくりの中で果たす役割には、以下のような項目があります。

民間施設整備による景観づくり

住民・事業者等がつくる住宅からビルや工場、農業・漁業施設等が景観の大きな部分を占めています。これらが地域の良好な景観をつくっていくよう配慮することは住民・事業者の重要な役割です。

住民活動等による景観づくり

住宅の周囲や事業所の緑化等の美しさや潤いの演出、地域の清掃や公園、沿道への植栽等の美化運動等、住民・事業者等が行う活動は地域の景観をつくっていく上で重要な役割を果たしています。

柔軟な発想による景観づくり

行政にはない柔軟な発想による景観づくりのアイデアを出し、個性ある景観づくりを進めていくことは住民や事業者ならではの役割と言えます。

(3) 行政と住民・事業者等との協働

景観づくりに関する計画の立案

地域全体が協力して景観づくりを行うためには、できるだけ多くの関係者が納得する計画が必要です。そのためには行政・住民・事業者等が一体となって計画づくりに関わり、それぞれの立場で可能な役割を果たしていくことが重要です。

景観づくりに関する啓発等

景観づくりを進めるためには、行政、住民・事業者等を問わず、景観づくりに関する関心を高め、知識を深めていかなければなりません。そのためのイベントや研修等を行政、住民・事業者等が共に進めることが必要だと考えます。

コラム

景観を「たべる」楽しみとは

弘前大学教育学部教授 北原 啓 司

市町村景観行政担当者会議の場で講演することになり出席した際、ある町の担当の方が次のような質問をしていました。「私は企画課の所属で景観の専門知識があるわけではない。プロがつくったものに対してあれこれ言いにくいのだが……。」

各市町村で景観行政を担当されている方は、景観や色彩について専門的に学んだことのない方がほとんどだと思います。しかし、景観についての専門知識がない方が景観行政を担当することは決して悪いことではないと思います。

私は景観の専門家を景観を「つくる人」、景観の専門家ではない人を景観を「たべる人」という言葉で表現しています。なぜなら、景観の専門家ではなくても私達は景観をたべさせられているからです。

行政だけではなく住民も、景観をたべる人として良い景観をつくっていく必要があります。たべる人は自分達が身近に持っている素材が景観資源としていくらでも使えるということを提供していく形で景観づくりに参加できます。「たべる」プロであるからこそ気づく景観資源＝宝物があります。大事なことは自分達も景観に関わることができるということを住民の方々に意識してもらうことです。住民の心がけ次第で景観が良くも悪くもなることに気づいてもらわなければなりません。たべる人達の役割はとても大事なのです。

この「景観をたべる」という感覚が行政には不足していると思います。景観の専門家ではないから、プロがつくったものに対してどうこう言えないというのではなく、気づく心や変だと思ふ心、これはおいしそうだと思う心を行政の皆さんに磨いてほしい。景観をたべる眼を地域の人達と共有することが景観行政で最も大事なことだと思います。行政の方には「つくる人」が「たべる」ことを忘れず、「たべる」側と同じ目線を持ち「これは気になるな」という発想である種のセンサーを輝かせる人になってほしいのです。

私は、身近な景観をたべながら育てていく人のことを「景観人」と呼んでいます。行政も住民も景観人です。景観をたべる景観人を育む教育こそ、景観行政の切り札です。景観をつくることを担える人材、景観をたべる人、舌の肥えた景観人を養成すべきです。

景観人を養成しながら地域の景観を豊かにしていきましょう。そして行政も景観をたべる人としてのセンスを磨きながら住民と一緒に動いていきましょう。行政の皆さんが、景観を「つくる人」ではなく景観を「たべる人」の眼を持つことから景観行政が進んでいくのだと思います。

第2章 景観を学ぶ

・「景観づくり」は難しくない

最初は多くの人が「景観づくり」の内容がわからず、難しいものではないかと考えがちです。実は、「景観づくり」は要点を押さえれば、決して難しいものではなく、今まで埋もれていた地域の力を活かして、地域の活力を作る有効な方法となります。

要点を押さえるとは、景観を単に好き嫌いで判断するのではなく、基本的な知識を習得した上で地域の景観を客観的に見つめ直し、特徴や課題を理解することです。景観を学ぶことにより、伸ばしていきたい長所や改善したい問題点などが明確になり、効果的に景観づくりを行うことができます。

・「景観づくり」は多様な人やものが関係するから魅力のあるものとなる

景観は行政が何か事業を行ったり、法令・計画・基準を作ったりするだけでは、完成しません。事業者、地域に住んでいる人、場合によっては地域に観光でやってきた人たちまで関係して、創っていくものなのです。また、地域の自然、日々作られていく施設、日々の産業による活動、地域の歴史や文化、季節の移り変わり等、地域のすべてが関わってくると言っても過言ではありません。このような多様な要素が関係してくるからこそ、様々な魅力あふれる景観づくりが可能なのです。

1 . 景観を捉えるための基礎知識

(1) 景観とは

景観とは単に物理的なものの眺めだけではありません。景観が成立するためには、「人が見る」ということが必要です。つまり、物理的なものの眺め(= 景)を人間が感じること(= 観)によって成立します。

良好な景観とは単に「きれいな物理的眺め」ではなく、見る人が「良好と感じる眺め」であることが必要なのです。大自然の眺望の中にかくに優れたデザインの建築物が建っていても、見るものが大自然の眺望を望んでいれば、その建築物は良好な景観を阻害する要因となるのです。景観とは物理的な眺めと見る側の相互の関係で成り立っているのだということに留意しておく必要があります。

(2) 景観の構成要素

緑

緑は自然の豊かな地域の景観では、ほとんどの場合に主要な景観構成要素として存在します。

緑は景観の背景となることも多いですが、新緑や紅葉の時期には景観の主体となり、地域の特徴を表現する重要な景観構成要素となります。

また、施設外構の植栽は施設主体の景観に潤いを与える要素として、また景観的な阻害要因を和らげる重要な役割を果たします。



水

水は、大きな広がりを持つ場合は景観の背景となることありますが、その変化に富む表情から、景観の主体と感じられることも多くあります。

特に特定の方向に眺望が開けている場合は、眺望の対象として重要な役割を果たします。



建築物、工作物等

建築物、工作物等は自然景観や、周囲の町並みを背景として、景観の主体となることが多く、特に歴史や文化等を強く表現する景観構成要素です。

また、単体としてだけでなく、複数で集落や町並み等として景観の主体となり、遠景におけるビル群などであれば背景ともなります。



季節の移ろい

季節の移ろいは、自然景観では特に重要で、季節の変化に伴い、景観は大きく変化します。季節の移ろいには、地域の気候と植生が大きく影響します。

青森県内では冬季には「雪化粧」された景観が地域の大きな特徴となり、春や夏には水田や牧草地の緑が映え、山々に花の咲く景観となります。秋には紅葉が山肌に映える景観も生じます。これらの季節毎に現れる景観も地域の景観を構成する要素となります。



お祭りやイベント

お祭りやイベントは、地域の最も「ハレ」の姿と言えます。いつもは静かな町でもお祭りやイベントの時は、地域が隠し持っていた人々の個性や文化、歴史の表情が強く現れ、個性的な景観を創り出します。

これらの非日常的な要素も地域の個性ある景観を構成する要素となります。



(3) 景観資源

景観を構成する景観資源は点、線、面という形態や、自然系、歴史・文化系、生活・産業系、眺望系という質によって分類することができます。これは分類の一例ですが、景観資源を表で分類したり、分布を図で整理することにより、地域の景観の特徴を捉えやすくなります。

また、お祭りやイベントなど図化することが難しいものは、表により整理しておくことも考えられます。

表 - 主な景観資源の例

	点	線	面
自然系	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂 ・池、島 ・大木、高木 ・天然記念物 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・稜線 ・河川、海岸線 ・山裾の樹林地境界 	<ul style="list-style-type: none"> ・平地、台地 ・大きな湖沼、海 ・広がりを持つ樹林地や農地
歴史・文化系	<ul style="list-style-type: none"> ・主な寺社、歴史的建造物 ・遺跡、史跡 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み(街道沿い等) ・街道 ・掘割り、運河 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的町並み(城下町等、面的な広がりを持つもの)
生活・産業系	<ul style="list-style-type: none"> ・主な公共施設 ・交通ターミナル ・主な橋梁 ・主な公園 ・特徴ある大規模施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路 ・通りに沿った商店街 ・鉄道 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業区域 ・中心商業地 ・工業地
眺望系	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場(展望台等) ・ランドマーク ・アイストップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピスタ ・シークエンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・パノラマ

表 - お祭りやイベントの例

歴史・文化系	<ul style="list-style-type: none"> ・神社・寺院等の祭礼、祭事等 ・その他の歴史的行事
生活・産業系	<ul style="list-style-type: none"> ・花祭り、夏祭り、雪祭り、紅葉狩り等

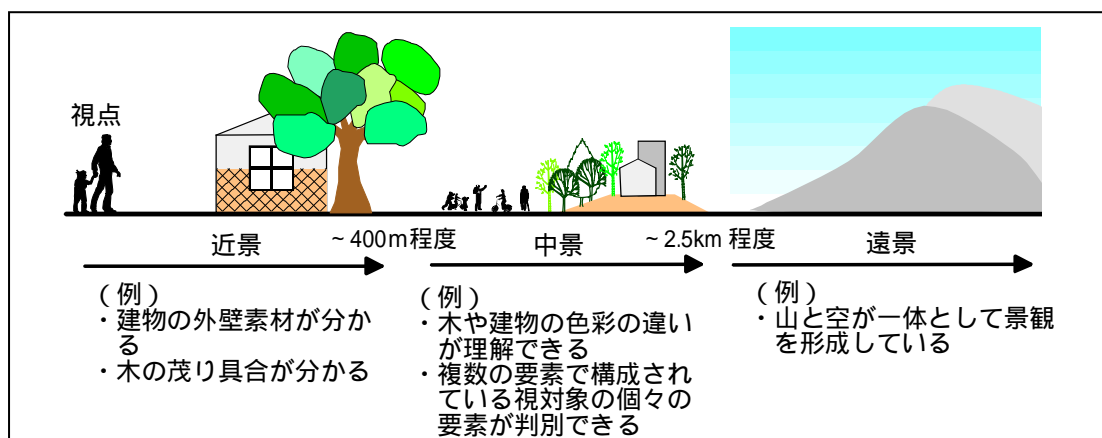
(4) 景観の捉え方

視点（人間）と視対象（見る対象）の関係から、「近景・中景・遠景」という距離による景観の見え方の違いによる景観の捉え方と、視点場の種類や眺望の構造による「視点場と眺望」という2種類の景観の捉え方を示します。

「近景・中景・遠景」（距離による見え方の違いによる景観の分類）

視点を固定させ、視対象の見え方の変化を区別して景観を捉えると、近景・中景・遠景に区別することができます。下の図におよその距離を示していますが、「近景・中景・遠景」は、単純な距離的な区別ではなく、その景観の見え方の違いによる区別です。

図 - 近景・中景・遠景の説明図



近景

近景は、視対象の意匠や素材、表面の仕上げを理解することができ、構成要素の動きなどを理解することができる程度の景観です。例としては、木々の葉の茂り具合や桜の咲き具合まで確かめられる状態であり、建物であれば、その建物の外装の種類までも理解できる状態といえます。

中景

中景は、視対象自体に明暗や色彩の違いを認識することができ、視対象自体の形態や意匠、動きや構成要素の配置等を理解できる程度の景観です。例としては、重なり合う山々の山肌の違いや植生の違いによる色彩の違いや、複数の建物の壁面、屋根の形態や色等により構成された町並み等がこれに該当します。

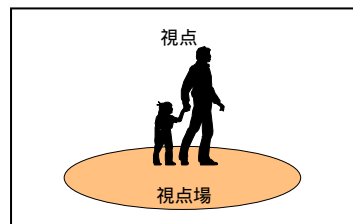
遠景

遠景は、視対象と背景が一体となって見える景観で、視対象と背景とのコントラストや視対象のアウトラインによって構成される景観です。したがって、施設の配置や規模、形態といった要素が重要となってきます。例としては、遠く離れた山並みや海に浮かぶ島影、ビル群への景観があります。これらの景観では、空と山や島、ビル群が明暗のコントラストによって区別され、山や島の稜線やビル群のシルエットが形作るラインが明確な形態として意識されます。

「視点場と眺望」(視点場の種類と眺望の構造による景観の分類)

a. 視点と視点場

視点場とは視点が位置する場所のことです。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指します。



b. 移動する視点場からの眺望

この視点場には、展望台のように固定したのものもあれば、車両等の移動するものもあります。固定した視点場からの眺望には広がりを持つ眺望(パノラマ)や、強い方向性を持つ眺望(ビスタ)があり、移動する視点からの眺望は連続して変化する眺め(シークエンス)と言う特徴があります。

c. 「見下ろす」眺望と「見上げる」眺望

眺望には上から下へ「見下ろす」眺めと、下から上へ「見上げる」眺めがあります。

一般的に「見下ろす」眺めには、眺める範囲の境界が不明瞭で区切ることが難しいという特徴があり、空間の広がりを強く認識することができます。

「見上げる」眺めには、背景となる空と対象物により明瞭な眺める範囲の境界が認識され、区切られた空間や眺望の対象物を強く認識することになります。また、「見上げる」角度がある程度以上になると圧迫感を感じるようになります。

図 - 「見下ろす」眺望と「見上げる」眺望の説明図

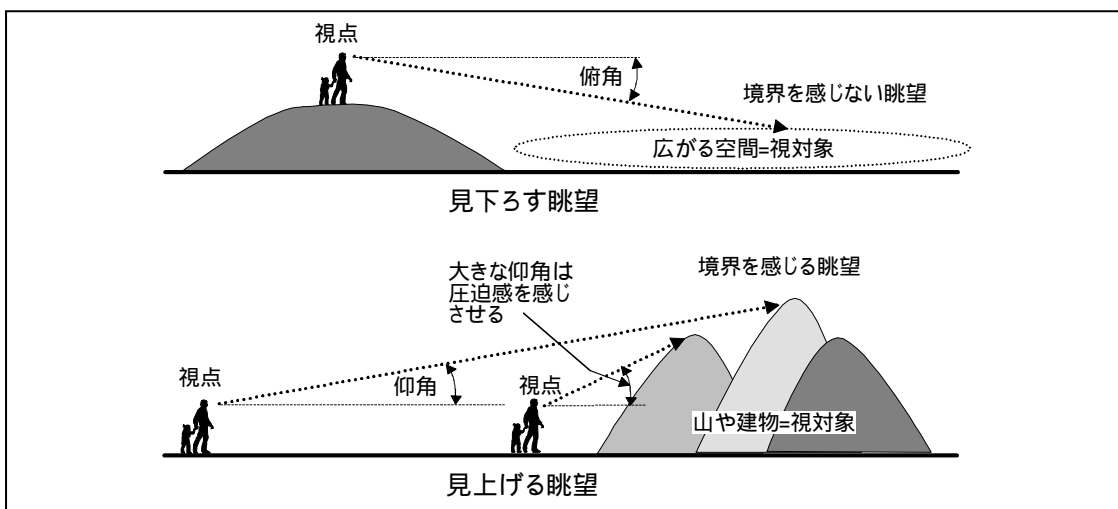


図 - 「見下ろす」眺望と「見上げる」眺望の説明写真



見下ろす眺望の事例
山頂から山麓へ見下ろし、地平線まで広がりを感じる景観



見上げる眺望の事例
低地からランドマークとなる山を見上げ、眺望の対象物を強く感じる景観

(5) 建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目

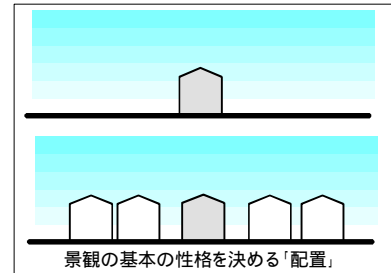
上記、(1)から(4)までの基礎知識は、現況の景観を把握するための知識ですが、実際には、景観は人間の行為によって大きく変化していきます。この行為の中で大きな影響を与えるものが、建築物や工作物をつくる行為です。

ここでは、景観に大きな影響を与える、建築物や工作物をつくる行為のどのような点が景観を創っていく上で重要なのかを説明します。

配慮項目の説明

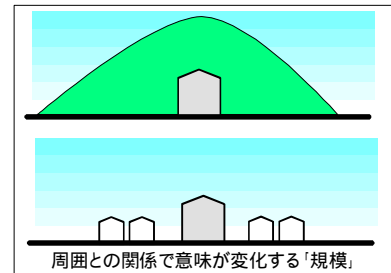
ア．配置 = 敷地の設定

敷地の設定は、どこに人工物を設置するかということであり、遠景、中景で重要な構成要素です。景観の基本を決定する要素です



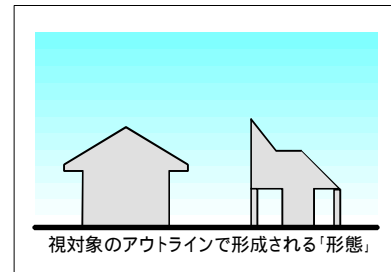
イ．規模

規模は、背景となる要素や周囲の要素との比較により意味を持ちます。基本的に遠景、中景で重要な構成要素で、周囲や背景と比較して十分大きければ、視線が集中します。



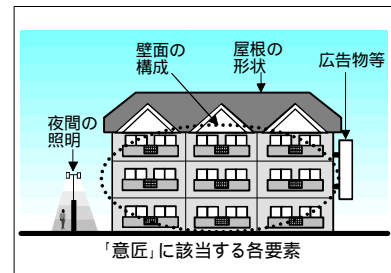
ウ．形態

形態は、視対象のアウトラインによって形成されます。遠景、中景、近景で重要な構成要素で、周囲や背景と大きく異なった形態を持つと、周囲から際立った景観要素となります。



エ．意匠

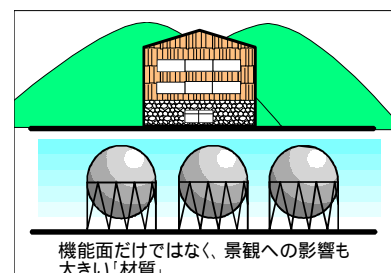
意匠は、文化や歴史等を感じさせたり、視対象の機能を表現する要素となります。中景、近景で重要な構成要素で、意匠には、屋根の形状や、壁面の構成、広告等の付属物等も含まれます。また、夜間の照明も意匠に含まれます。



オ．材質

視対象が、どのような素材でできているかによって、周囲との調和が図られたり、逆に損なわれたりします。

また、材質によって美しさを表現することもでき、近景で重要な構成要素です。



カ．色彩

色彩は、視対象を周囲と区別したり周囲との調和をもたらす機能や、美しさや賑わいを演出する機能を持ち、中景、近景で重要な構成要素です。

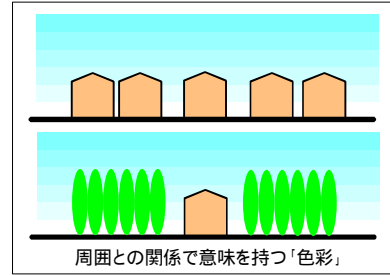


図 - 色彩豆知識 (出典：青森県景観色彩ガイドプラン)

色のコミュニケーション(色を的確に伝えるために)

赤や黄色、緑、ベージュ、グレーと色を言葉で表しても、相手に自分の思う色が正しく伝わることは、まずありません。
一般的に「赤」といっても、

- 鮮やかな赤、 ● 暗い赤
- じみな赤、 ● 明るい赤

などこれ以外にもたくさんあります。ですから色を正確に伝えるためには、言葉だけでなく、必ず「色票(色見本)」や「マンセル値」を用いて表します。

マンセル値(表色系)では、色は色相、明度、彩度の3つで表されます。3つすべてを持っているものを有彩色、色あいがなく、明度だけ持っているものを無彩色(N:Neutral)といいます。

「色相」……色あい、色味の違い(Hue)。とは

- 赤(R)・黄赤(YR)
 - 黄(Y)・黄緑(GY)
 - 緑(G)・青緑(BG)
 - 青(B)・青紫(PB)
 - 紫(P)・赤紫(RP)
- * 記号はアルファベット読みです。

の10色相が等間隔に配列され、右上の図の「色相環(色あい)」のように、連続した円環になります。

「明度」……明るさの度合(Value)。明度0で表される理想の黒から、明度10の理想の白までの間を等間隔に10に分割されます。実際に使う色は、1～9.5の範囲で表されています。

「彩度」……色の鮮やかさの度合。色味を持たない彩度0の無彩色(白・黒・グレーなどの色)から、各色相の純色に向かい鮮やかさにしたがって、数値化されています。

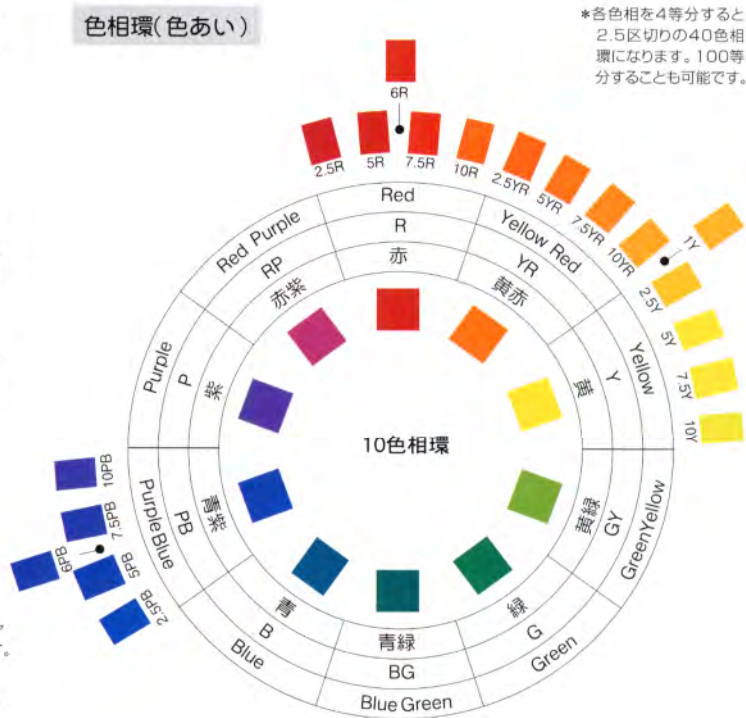
マンセル値の「書き方」と「読み方」

色相、明度、彩度の順で表記します。

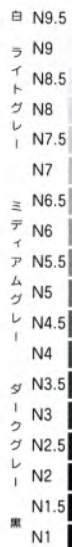
この鮮やかな赤は…
色相 明度 彩度
5R 4/16
ゴール ヨンのジュウロク

このおだやかなベージュは…
10YR 7/1.5
ジュウワール ナナのイチテンゴ

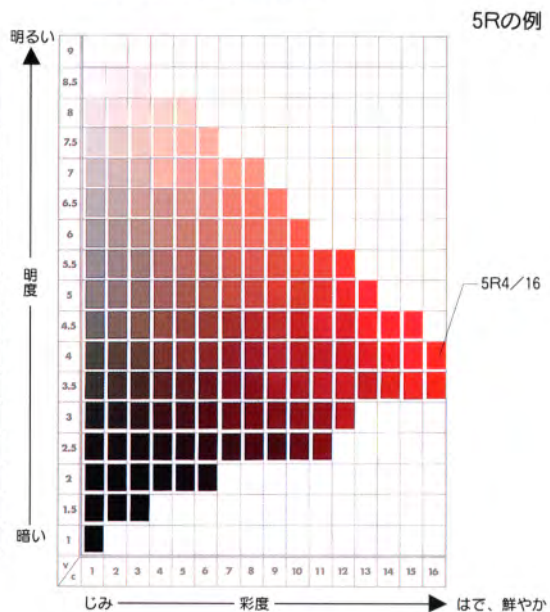
色相環(色あい)



無彩色



色相面(5Rの等色相面)



建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目と「近景、中景、遠景」との関係

建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目が、景観の捉え方のところで説明した「近景、中景、遠景」のどの段階で重要なのかについて、表にまとめました。

表 - 建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目と「近景、中景、遠景」との関係

			遠景・中景・近景での重要性		
			近景	中景	遠景
j% 入 ヨ 。 ハ - Q ナ フ J 2) & ド	配置 = 敷地の設定	施設をどこに置くかということ。景観の基本的な構造を決める項目			
	規模	施設の高さや幅など、背景や周囲との比較関係により意味を持つ項目			
	形態	視対象となる要素のアウトラインで形成される項目			
	意匠	文化や歴史を感じさせ、視対象の機能を表現する項目			
	色彩	視対象を周囲と区別する機能や、周囲との調和をもたらす機能、美しさ、賑わいを演出する機能を持つ項目			
	材質	自然物、人工物を判別する機能や周囲との調和をもたらす機能、美しさを演出する機能をもつ項目			

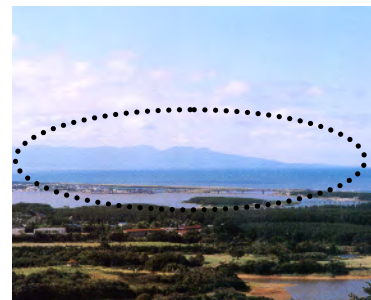
図 - 近景・中景・遠景の写真説明



近景の事例
建物の仕上げや材質が理解できる景観



中景の事例
多くの建物で市街地の眺めが形成されていることが理解でき、屋根の色等で個々の建物が区別できる景観



遠景の事例
山の稜線がシルエットとして浮かび上がり、山々の重なりが濃淡で理解できる景観

2 . 景観の現況調査

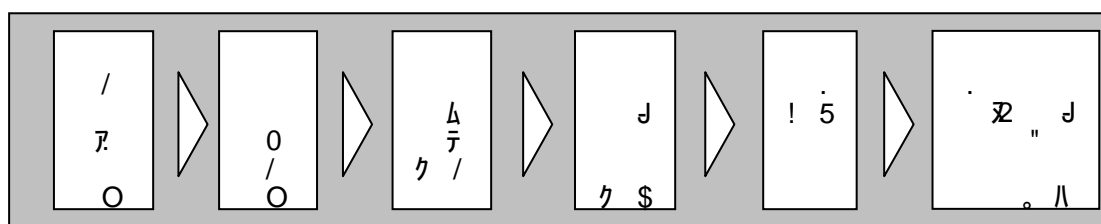
景観の現況調査を行う理由は、地域の景観を客観的に見つめ直し、課題を明らかにすることにより、景観づくりの方向性や景観づくりに必要な施策の内容を検討する土台をつくることにあります。

景観づくりは第1章で述べた通り、住民・事業者等、行政が協力して行うものです。地域の景観づくりに住民の意向を反映するためにも、調査段階から積極的に住民に参加してもらうことが必要です。

(1) 調査の流れと各段階の説明

実際に調査を行う際の参考的な流れと各項目について以下に説明しますが、ここに示すものはあくまでも参考例であり、必ずこのようなステップを踏まなければならないというものではありません。

図 - 景観づくりの調査の流れ(目標・方針の設定まで)



資料調査

地域らしさを把握することを主眼として、地域の景観を形づくっている自然系、生活・産業系、文化・歴史系条件について、既存資料等から概況を調査します。

表 - 概況把握のためのデータの項目例

項目例	内容
自然系	・山地、丘陵地、平地、河川、水面、山頂、稜線
生活・産業系	・気候、地勢、人口、産業、土地利用、都市化概況 ・上位計画における景観の位置づけ ・広域における自然的、社会的な市町村の位置づけ ・市町村が属する景域の現況と課題、景域内の市町村の位置づけ ・これまでの市街地形成の考え方、今後のまちづくりの計画・構想 ・道路、河川等の都市施設で景観関連事業の計画及び実績 ・まちづくり活動、建築協定、緑地協定、自治会や住民組織等の特徴的な活動
歴史・文化系	・地域の歴史 ・市街地形成の歴史 ・祭事、イベント

現地踏査

全体的な景観の傾向を調査するためには、調査対象となる地域を偏りなく見て回ることが有効です。これまで気付かずにいた景観資源を発見することにもつながり、地

地域の個性を活かした景観づくりに役立ちます。

住民意識の把握

住民意識の把握は、住民が日常生活の中で、自分達が住んでいる地域の景観についてどう感じているか、何を大事にしたいと思っているか、どんな点に問題があると考えているかなどについて知るために重要です。把握の方法としては以下のような方法があります。

a．アンケート

地域の特徴や印象などに関する住民の意識や考え方等を把握するために必要な質問項目を設定して、住民にアンケート調査を行うことが考えられます。また、事業者に対して、景観に対する意識や、施設整備や土地利用の際の景観的配慮点、今後の施設整備の予定などを調査することも考えられます。

b．ワークショップ

景観づくりに関心のある住民等を募集し、景観に対する認識や、今後の景観づくりの方向性などについて、自由に話し合ってもらう「ワークショップ」を実施することも、景観に関する住民意識を捉える有効な手段の一つです。



室内でのワークショップ風景



屋外でのワークショップ風景

景観の特徴の把握

地域の景観の特徴を正確に把握するため、資料調査や現地調査で取り上げた景観資源の分布を地図や表に整理します。

また、農地・市街地等の土地利用状況、山地・台地・低地等の地形など、景観上同質の面的な広がりを持つ区域、道路・河川などの軸を形成する要素を地図に整理することにより景観上の特徴が明確になります。

これらの図や表によって、どこにどのような景観上の特徴があるのかが明確になり、地域の特性にあった景観づくりを進めやすくなります。また、地域の景観の現状を住民・事業者、行政等の景観づくりに関係する人々が共有していくことにより、今後の景観づくりの方向性を検討する共通の土台とすることができます。

課題の整理

景観の課題とは、地域の景観の良い点を保全するためにはどうすればよいか、悪い点を改善するにはどうすればよいか、不足している点を補うにはどうすればよいか、ということです。これらを整理することにより、どこに、どのような景観づくりが必要であるかが明らかになり、景観づくりの目標・方針を立て施策を講じることができるようになります。

景観の課題を整理する方法の一つとして、景観課題図による整理があります。これは、調査により明らかになった景観資源において、保全要素（良好な景観を形づくっている要素で、守る必要があるもの）、不足要素（明確なイメージが必要な場所で、その表現が不足しているもの）、阻害要素（景観を乱している要素で、改善したり除去する必要があるもの）を明確にするとともに、これらを地図に落とし込むことにより、景観づくりに関わる様々な立場の人々が共通の認識を持てるようになります。

表 - 景観の課題の整理項目

	内容
保全要素 (良好な景観を形づくっている要素で、守る必要があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークへの眺望 ・市街地の背景となっている斜面林 ・往時を偲ばせる街道の並木道 ・地域の景観を特徴づける歴史的な施設 等
不足要素 (明確なイメージが必要な場所でその表現が不足しているもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特徴を表現していない駅舎 ・画一的なデザインの住宅団地 ・街路樹等の演出がない駅前道路 等
阻害要素 (景観を乱している要素で、改善したり除去する必要があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なコンクリート吹きつけの法面 ・農地内に突然現れる住宅群 ・周囲と調和しない色彩やデザインを持つ施設や広告物 ・野積みされた廃棄物 等

第3章 景観づくりを考える

1. 景観づくりの目標・方針の検討

景観づくりとは、“将来の景観を創っていくこと”です。「明確な景観づくりのビジョン」を提示することによって、初めて住民・事業者等、行政が将来の景観の姿を共有することができるのです。このことから「明確な景観づくりのビジョン」としての景観づくりの目標・方針が必要とされているのです。

目標は、住民にわかりやすく、親しみやすいものとなるようにまとめます。

方針の検討には、農地・商業地・住宅地等の同質のまとまりを持つ面的な景観資源、道路や河川等の軸を形成する景観資源、重要なランドマークとなる建築物や地域の顔となる駅前等の点的な景観資源など、景観資源の種類を中心に景観づくりの方針を検討する方法や、地域を町内会・自治会、行政区域等で区切り、その区域ごとに景観づくりの方針を検討する方法などがあります。

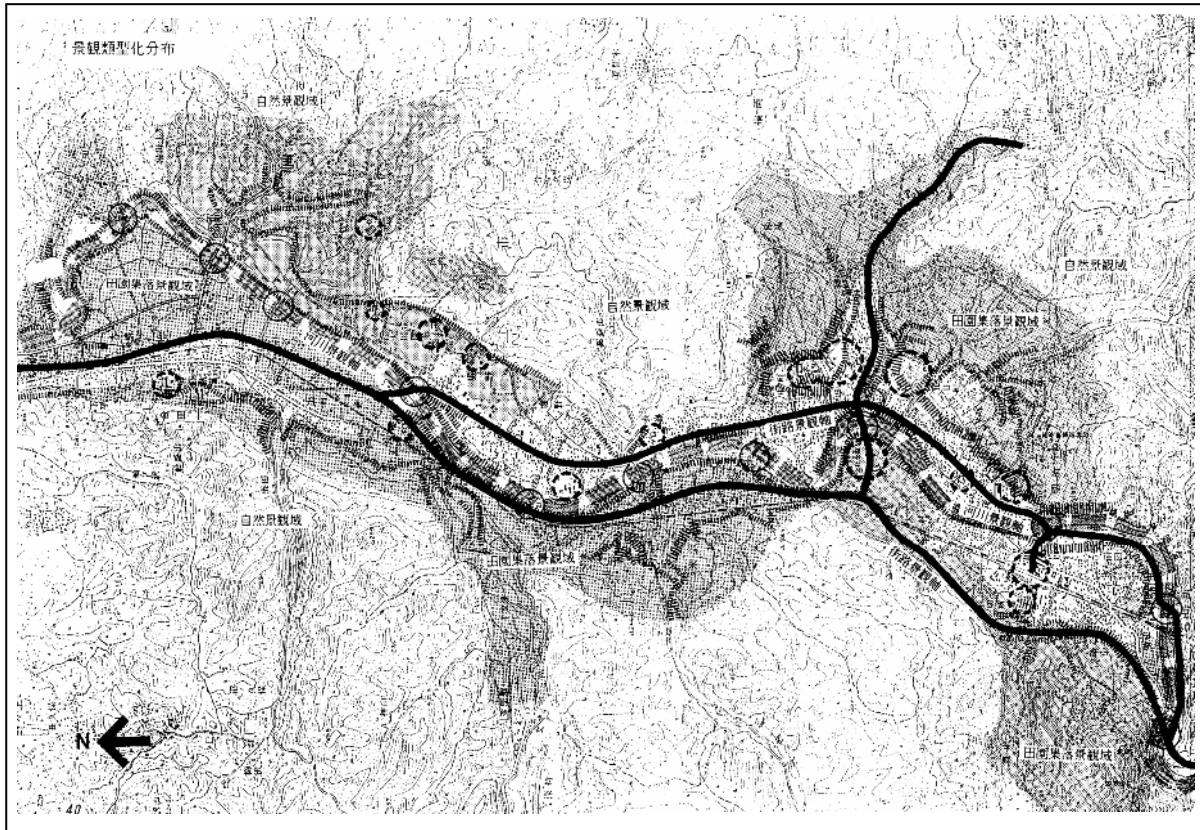
表 - 景観づくりの基本方針の具体例（二戸市街づくりの調査検討及び官公庁施設整備構
想報告書）

4-2 景観づくりの方向

(1) 景観類型化からの街づくり

前章2-1の景観類型化に沿った景観づくりの方向性をまとめると以下ようになる。

景観特性と課題	基本方針	対象物、構成要素	施策の方向付け
眺望系 ・二戸らしい河岸段丘地形と市街地 ・眺望対象と眺望点の整備	・自然環境と市街地環境の調和 ・二戸らしい眺望景観の育成と保全	・周辺山地丘陵地形 ・馬淵川沿いの河岸林	・大規模建築物などの景観の配慮 ・ランドマークの育成 ・眺望点の整備
自然緑地 ・市街地に入り組んだ段丘面の緑地環境 が二戸らしい背景となる	・自然環境の保全 ・親しみもてる自然環境の形成 ・眺望の対象としての景観資源の保全	・自然環境と生活文化の一体性 ・日常的なレクリエーション施設	・自然緑地、段丘緑地の保全 ・緑道ネットワークなどの整備
田園集落景観 ・伝統的な田園緑地と開発の調和		・民家集落と一体となった文化的環境	・歴史的建築、民家、蔵、宅所等 などの保全
河川軸景観 ・市街地と隣接して、変化のある景観を つくる ・市民が見近に親しめる河川空間は少ない ・水緑軸	・河川環境の保全 ・親しみある河川空間づくり	・河川軸	・河川空間のレクリエーション利用 ・河岸林の保全 ・沿岸建築物の景観的配慮 ・橋、橋詰空間のデザイン的な配慮 ・水質の保全
道路軸景観 ・馬淵川にそった梯子状の道路網が市街地 の構成に秩序をつくる ・沿道空間と一体となった連続性、時代の 多様な建築物の重畳への配慮	・個性的な道路空間の創造 ・ゆとりと潤いのある道路環境の形成 ・利りやすい都市空間の構成	・広域および域内幹線道路 ・主要交差点 ・橋詰	・沿道建築物などの景観上の配慮 ・歩行者空間の整備
住宅地景観 ・生活環境の安全性、快適性の確保に加え やすらぎとゆとりある生活空間の育成 ・境界領域の塙、生垣、擁壁、建築物の外 壁や屋根等の構成要素の秩序だて	・住宅地の個性づくり ・ヒューマンスケールの街並みづくり ・文化性		・建築物の既成誘導 ・文化的資源、伝統の保全、育成
商業地・業務地 景観 ・街並の連続性と活気づくり ・景観構成要素のコントロール	・個性と賑わいのある街並づくり ・明確な都市空間性	・既成商店街区 ・新規開発区域	・建築物や屋外広告の規制・誘導 ・歩行者空間、市空間の整備、配慮
工業地景観 ・地域産業の事業所が混在する地区や誘致 企業の立地の進む地区などがある。 ・周辺環境との調和や活気の醸成	・施設環境の改善と併せた修景への取組 ・工場緑化などによる周辺環境との調和	・既城市街地にある工場用地 ・仁左平等の立地が進んでいる地区	・地域産業の育成とR1化のための 修景・緑化の推進、街並み保全 ・風土性あるオープンスペースの確 保



2. 景観づくりの方向性の類型

ここでは、具体的な景観づくりの方向性の類型を(1)「景観づくりを行う制度・事業」、(2)「景観づくりを支援していく施策」として類型化して示します。

さらに(1)「景観づくりを行う制度・事業」については自然景観、歴史・文化景観、生活・産業景観、眺望景観という景観の種類、「保全」「不足」「阻害」という景観づくり上の課題の視点を加えながら、類型の内容を整理しています。

各制度・事業の類型毎に、関係する事例が記載された第4章のページを示します。(関係ページ番号のカッコ内は事例写真番号を示す)

(1) 景観づくりを行う制度・事業の類型

自然景観づくりのための制度・事業の類型

優れた自然を中心とした景観づくりを行うための制度・事業の類型を以下にまとめます。

a. 自然景観の保全

- ・良好な自然景観を保全するための計画策定
- ・良好な自然景観を形成している山、河川、樹林地、草原、湖、浜辺などの保全制度の創設----- p.25,27,50(1)
- ・優れた自然景観を、地域住民や観光客が参加して維持管理するための仕組みづくり
- ・自然景観の中でも重要度が高い場合の用地の公有地化

b. 自然景観の整序

- ・施設建設の際、自然景観と調和するよう誘導(色彩、デザイン、素材等)----- p.50(2)~51(5)

c. 自然景観の活用

- ・自然景観に親しめる視点場の整備

歴史・文化景観づくりのための制度・事業の類型

地域の歴史・文化を表現する景観づくりを行うための制度・事業の類型を以下にまとめます。

a. 歴史・文化景観の保全

- ・良好な歴史・文化景観を保全するための計画策定、制度創設----- p.29,31
- ・身近な歴史・文化景観を、地域住民や観光客が参加して維持管理するための仕組みづくり
- ・歴史・文化景観として重要な祭り、伝統行事等の運営組織の活性化
- ・良好な歴史・文化景観を有する地区では、周囲の景観と調和するよう施設や広告物のデザイン、色彩、素材等に配慮----- p.29,31,52(6)~53(11)

b. 歴史・文化景観の整序

- ・歴史景観と調和するよう施設や広告物の改造に対する助成等を行い阻害要因を除去

c. 歴史・文化景観の活用

- ・保全されている歴史・文化景観を見て回る「歴史景観の小径」等の見学ルートの設定、整備

生活・産業景観づくりのための制度・事業の種類

身近な生活・産業景観を活かす景観づくりを行うための制度・事業の種類を以下にまとめます。

a. 生活・産業景観の保全

- ・住宅地、工業地、商業地、集落地等の景観を保全するための計画策定、制度立案----- p.33,35,39
- ・住民、事業者が参加した景観の維持管理のための仕組みづくり--- p.33,35,41

b. 生活・産業景観の創造

- ・大規模な民間施設を整備する際、景観に配慮するためのガイドライン等の策定
- ・公共事業を行う際、景観に配慮するためのガイドライン等の策定
- ・広告物や公共サインの地域に応じた掲出場所や規模、デザイン等のルール策定----- p.56(19)~57(21)
- ・大規模な施設整備における景観への配慮----- p.37,39,54(12)~56(18)

c. 生活・産業景観の整序

- ・美しい夜景のために都市の「あかり」を整えるガイドライン等の策定
- ・景観障害物となっている電線等の地下埋設
- ・敷地や施設の緑化----- p.41,57(22),57(23)

眺望景観づくりのための制度・事業の種類

地域の個性を表現する眺望景観を活かす景観づくりを行うための制度・事業の種類を以下にまとめます。

a. 眺望景観の保全

- ・良好な眺望を保全するためのガイドラインの策定----- p.43

b. 眺望景観の創造

- ・道路、橋梁、港湾、建築物、工作物等の整備の際に、良好な眺望を得られるよう視点場を整備----- p.45,58(25)~59(27)
- ・良好な眺望景観が得られるようルートを設定----- p.45

c. 眺望景観の整序

- ・施設等の整備の際に、眺望を阻害しないよう配慮・誘導----- p.43,45,59(28),59(29)

(2) 景観づくりを支援していく施策の類型

景観づくりを行っていく上では、良好な景観を創るだけでなく、景観を広く知ってもらうこと、景観についての理解を深めてもらうこと、景観を創っていくことへの支援を行うことも大切です。

景観の PR

- ・優れた自然景観、歴史・文化景観、生活・歴史景観、眺望景観があることを広く PR----- p.49

景観についての啓発

- ・地域の自然景観、歴史・文化景観、生活・産業景観、眺望景観の保全に関心を持ってもらうために、シンポジウムやワークショップを開催----- p.49
- ・生涯学習や学校教育における総合的学習での、景観の重要性や保全、創出等に関する啓発
- ・住民、事業者に対しての、景観の重要性や保全、創出等に関する啓発- p.29,31,39

景観づくり活動への支援

- ・景観づくり活動を行う住民・事業者等の整備への助成・支援----- p.47
- ・地域の景観づくりを担う住民や事業者による組織作り

市町村景観条例

先祖から受け継がれてきた貴重な財産（優れた景観資源）を保全し将来に継承するとともに、新たに形成されていく景観についても地域共有の財産となるようつくり上げていくためには、県民、事業者、行政それぞれの役割分担と協働のもとに継続的な息の長い取組みがなされていくことが必要です。

行政が行う景観形成のための制度には要綱、ガイドプラン、総合計画に盛り込む等いろいろな形態がありますが、その中で最終的に目指す形態が景観条例と考えられます。その理由としては、

景観形成のため各種規制を行う場合は住民や事業者等にあらかじめ景観条例により明示しておく必要があること

景観条例は、各種施策や取組みを行う上で最もよりどころとなるものであり、また、各種制度や計画を盛り込める総合的な制度であること

条例化により、他の制度・計画等に比較して持続性が保たれるため、景観形成に必要な継続的な息の長い取組みを行うことが可能となる。

等が挙げられます。

県では景観条例を制定していますが、この条例は県内全域をカバーするため全県一律の基準とならざるを得ず、地域特性に応じたきめ細かい対応はできていません。

従って、地域の特性や歴史的な背景を踏まえた将来像に向けて景観を形成していくための制度として、景観条例は各市町村ごとにあることが理想の姿と言えます。

参考

県内市町村の景観関連条例


名 称	市町村名	制 定 年 月
弘前市都市景観条例	弘 前 市	平成 6 年 6 月制定
青森市景観条例	青 森 市	平成 1 4 年 6 月制定
ふるさと尾上町の生け垣を守り育てる条例	尾 上 町	平成 4 年 1 0 月制定



尾上町の生垣推進
（農林水産省の農村景観百選に選定）
尾上町ホームページから

市町村景観施策事例集

第4章 景観づくりを実行する

自然景観づくり	
景観づくりの方向性	自然景観の保全
制度名	飯山市沿道景観維持に関する指導要綱
所在地	長野県飯山市
主体	行政
目的	沿道の良好な自然景観を保全するため
内容	<p>1. 指導要綱の内容</p> <p>千曲川沿いの良好な自然景観を保全することを目的に、屋外広告物の規制、物品の集積などに景観的配慮を求めています。</p> <p>2. 成果</p> <p>屋外広告物については平成15年4月現在、100件以上の基準に適合しない広告物の改善・撤去が行われました。現在、市民の景観に対する理解はかなり高まっており、自動販売機に関しても、自主的に判断して、沿道からなるべく離したり、見えない位置に設置したりされています。</p> <p>物品の集積等は以前からあまり問題は起きていなかったということで、沿道景観の保全については、ほぼ問題のない状態となっています。</p>
<div style="text-align: center;"> <p>雄大な山々 清らかな河川 のどかな田園</p> <h3>美しい自然景観を守ろう</h3> <p>「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」ができました。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%; font-size: small;"> <p>景観は、自然と人間の諸活動の所産であり、文化の表徴である。</p> <p>美しい景観は人々の心をなごませ、明日の活力を生み出してくれる。</p> <p>本市は、雄大な山々、清らかな河川、のどかな田園、そして多くの歴史的・文化的遺産に恵まれ、それらが織り成す四季折々の景観は人々に潤いと安らぎを与え、温かな人懐と豊かな感性を育んできた。</p> <p>この地に暮らす私たちには、この美しい景観を保全し、また、この地にふさわしい新たな景観を創造していく責務がある。</p> <p>私たちは、一人ひとりの日々の生活やそれぞれの仕事の一つひとつが全体の景観を醸し出すことを深く自覚し、この豊かな自然に溶け込んだ飯山らしい景観を形成するために、皆が力を合わせることを決意するものである。(指導要綱前文より)</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>道路から見える美しい飯山の景観は、住む人、通り掛かる人すべての共有財産です。</p> <p>飯山市では、この景観を守り後世に伝えるのが私たちの責務と考え、屋外広告物の規制を中心とした沿道景観の維持に関する指導要綱を作りました。</p> </div>	

■ ご協力いただきたい内容

野立て看板

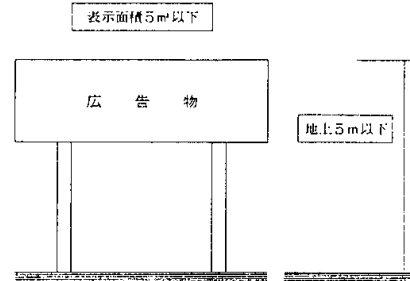
〈禁止区間〉

この区間には通過車輛を対象とした商業看板は設置しない。

〈協議区間〉（高さ5メートル以内で表示面積3平方メートル以内のものは除かれます。）

この区間に商業看板を設置しようとするときは、あらかじめ市企画課にご相談ください。

- 地上からの高さは5メートル以内。
- 表示面の面積は1面5平方メートル以内、1基の総面積は10平方メートル以内。
- 同じ敷地内では30メートル以上の間隔を保つ。
- 点滅式電照看板・蛍光塗料などは使わない。
- 使用する色は3色以内（表示面積の5分の1以内のシンボルデザイン等はのぞく）。

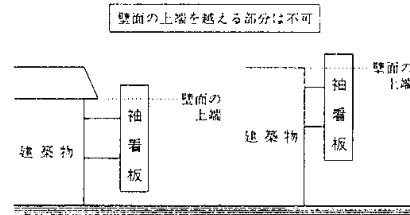


店舗・営業所等の敷地内看板（高さ5メートル以内で表示面積3平方メートル以内のものは除かれます。）

禁止区間・協議区間の沿道の店舗・営業所等の敷地内に看板を設置しようとするときは、あらかじめ市企画課にご相談ください。

〈禁止区間・協議区間共通〉

- 屋根上あるいは屋根面利用の広告物は設置しない。
- 袖看板は軒より高くならないようにし、表示面の総面積は5平方メートル以内。
- 地上設置広告物は高さ5メートル以内、表示面積は1面5平方メートル以内、1基の総面積は10平方メートル以内。
- 同じ敷地内では30メートル以上の間隔を保つ。
- 点滅式電照看板・蛍光塗料などは使わない。
- 使用する色は3色（協議区間は4色）以内（表示面積の5分の1以内のシンボルデザイン等はのぞく）。



■ 今あるものは？

- 禁止区間にあるものは平成10年12月31日までに取りはずしていただくようお願いします。
- 協議区間にあるものは市と相談していただき、基準を超えるものは平成15年12月31日までに取りはずしていただくようお願いします。

■ その他

- 道路沿いで、自動販売機を設置したり、廃車・古タイヤ・廃材等を保管する場合は、道路からの景観（見た目）に十分配慮していただくようお願いします。
- 法令で設置を義務づけられているもの、国又は地方公共団体が公益のための設置するもの等は除外されます。

（出典：飯山市沿道景観維持に関する指導要綱パンフ）

自然景観づくり	
景観づくりの方向性	自然景観の保全
制度名	自然景観指定緑地制度
所在地	福島県会津若松市
主体	行政
目的	会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため
内容	<p>由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。</p> <p>1．選定基準</p> <p>(1) 共通事項(いずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの <p>(2) 規模(いずれかに該当するもの)</p> <p>指定樹木(巨樹・巨木等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの <p>指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの <p>(3) 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから眺められる範囲にあるもの <p>2．指定実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年 5件 ・平成12年 5件 ・平成13年 4件

3. 平成 11 年度に指定された「自然景観指定緑地」の例

(1) 蚕養国神社の森 (所有者: 宗教法人蚕養国神社)

〔選定評〕境内には、多くのケヤキノの巨木やトウカエデ、ヒマラヤスギ、オオモミジなどの樹木が生育し、重々しい神域を醸し出している。峰張桜と呼ばれるこの森を代表するエドヒガンの巨木があり、市街地の貴重な樹林帯をなしている

指定樹林面積: 7,440 平方メートル



(2) 実成寺の森 (所有者: 宗教法人実成寺)

〔選定評〕ケヤキをはじめエノキ、サイカチ、イチヨウ、シダレヤナギの巨木が息づく森。本堂正面の一对のケヤキは、1615 年に植えられたと伝えられ、その一方は幹の外周が6メートルにも達する。多くの巨木が生育する市街地の貴重な樹林である

指定樹林面積: 2,510 平方メートル



(3) 諏訪神社の森 (所有者: 宗教法人諏訪神社)

〔選定評〕御神体である御射山には杉が生い茂る。そのほかケヤキ、モミ、シラカシなどの樹木が数多く生育するなか、由緒あるチョウセンゴヨウが目目を引く。隣接の公園とともに、地域の人たちから親しまれている貴重な樹林である

指定樹林面積: 4,950 平方メートル



(4) 八幡神社の森 (所有者: 宗教法人八幡神社)

〔選定評〕一箕山とも呼ばれる小高い丘に、ケヤキ、エノキ、ナラなどが樹林を形成している。中でも高さ 40 メートルという杉は天狗杉と呼ばれ、地域のシンボルとして親しまれている。周辺の開発が進むなか、残されている貴重な樹林である

指定樹林面積: 3,810 平方メートル



(5) 白露庭 (所有者: 福島地方裁判所)

〔選定評〕会津藩の家老だった内藤家の屋敷跡で遠州流庭園としても名高い。ヒマラヤスギ、トウカエデの高木、ゴヨウマツ、キャラボク、ツツジなどの多種の中低木で構成されている。鶴ヶ城玄関口に位置し、歴史的にも重要な緑地である


指定樹林面積: 2,420 平方メートル



(出典: 会津若松市 HP)

市町村景観施策事例集

第4章 景観づくりを実行する

自然景観づくり	
景観づくりの方向性	自然景観の保全
制度名	飯山市沿道景観維持に関する指導要綱
所在地	長野県飯山市
主体	行政
目的	沿道の良好な自然景観を保全するため
内容	<p>1. 指導要綱の内容</p> <p>千曲川沿いの良好な自然景観を保全することを目的に、屋外広告物の規制、物品の集積などに景観的配慮を求めています。</p> <p>2. 成果</p> <p>屋外広告物については平成15年4月現在、100件以上の基準に適合しない広告物の改善・撤去が行われました。現在、市民の景観に対する理解はかなり高まっており、自動販売機に関しても、自主的に判断して、沿道からなるべく離したり、見えない位置に設置したりされています。</p> <p>物品の集積等は以前からあまり問題は起きていなかったということで、沿道景観の保全については、ほぼ問題のない状態となっています。</p>
<div style="text-align: center;"> <p>雄大な山々 清らかな河川 のどかな田園</p> <h3>美しい自然景観を守ろう</h3> <p>「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」ができました。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%; font-size: small;"> <p>景観は、自然と人間の諸活動の所産であり、文化の表徴である。</p> <p>美しい景観は人々の心をなごませ、明日の活力を生み出してくれる。</p> <p>本市は、雄大な山々、清らかな河川、のどかな田園、そして多くの歴史的・文化的遺産に恵まれ、それらが織り成す四季折々の景観は人々に潤いと安らぎを与え、温かな人懐と豊かな感性を育んできた。</p> <p>この地に暮らす私たちには、この美しい景観を保全し、また、この地にふさわしい新たな景観を創造していく責務がある。</p> <p>私たちは、一人ひとりの日々の生活やそれぞれの仕事の一つひとつが全体の景観を醸し出すことを深く自覚し、この豊かな自然に溶け込んだ飯山らしい景観を形成するために、皆が力を合わせることを決意するものである。(指導要綱前文より)</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>道路から見える美しい飯山の景観は、住む人、通り掛かる人すべての共有財産です。</p> <p>飯山市では、この景観を守り後世に伝えるのが私たちの責務と考え、屋外広告物の規制を中心とした沿道景観の維持に関する指導要綱を作りました。</p> </div>	

■ ご協力いただきたい内容

野立て看板

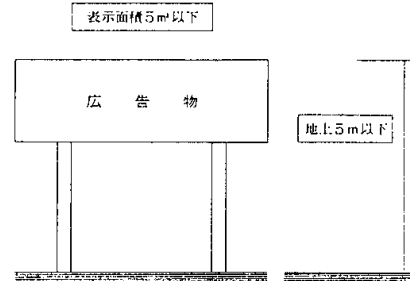
〈禁止区間〉

この区間には通過車輛を対象とした商業看板は設置しない。

〈協議区間〉（高さ5メートル以内で表示面積3平方メートル以内のものは除かれます。）

この区間に商業看板を設置しようとするときは、あらかじめ市企画課にご相談ください。

- 地上からの高さは5メートル以内。
- 表示面の面積は1面5平方メートル以内、1基の総面積は10平方メートル以内。
- 同じ敷地内では30メートル以上の間隔を保つ。
- 点滅式電照看板・蛍光塗料などは使わない。
- 使用する色は3色以内（表示面積の5分の1以内のシンボルデザイン等はのぞく）。

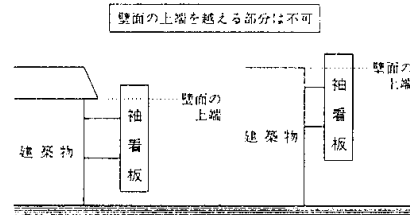


店舗・営業所等の敷地内看板（高さ5メートル以内で表示面積3平方メートル以内のものは除かれます。）

禁止区間・協議区間の沿道の店舗・営業所等の敷地内に看板を設置しようとするときは、あらかじめ市企画課にご相談ください。

〈禁止区間・協議区間共通〉

- 屋根上あるいは屋根面利用の広告物は設置しない。
- 袖看板は軒より高くならないようにし、表示面の総面積は5平方メートル以内。
- 地上設置広告は高さ5メートル以内、表示面積は1面5平方メートル以内、1基の総面積は10平方メートル以内。
- 同じ敷地内では30メートル以上の間隔を保つ。
- 点滅式電照看板・蛍光塗料などは使わない。
- 使用する色は3色（協議区間は4色）以内（表示面積の5分の1以内のシンボルデザイン等はのぞく）。



■ 今あるものは？

- 禁止区間にあるものは平成10年12月31日までに取りはずしていただくようお願いします。
- 協議区間にあるものは市と相談していただき、基準を超えるものは平成15年12月31日までに取りはずしていただくようお願いします。

■ その他

- 道路沿いで、自動販売機を設置したり、廃車・古タイヤ・廃材等を保管する場合は、道路からの景観（見た目）に十分配慮していただくようお願いします。
- 法令で設置を義務づけられているもの、国又は地方公共団体が公益のための設置するもの等は除外されます。

（出典：飯山市沿道景観維持に関する指導要綱パンフ）

自然景観づくり	
景観づくりの方向性	自然景観の保全
制度名	自然景観指定緑地制度
所在地	福島県会津若松市
主体	行政
目的	会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため
内容	<p>由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。</p> <p>1．選定基準</p> <p>(1) 共通事項(いずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの <p>(2) 規模(いずれかに該当するもの)</p> <p>指定樹木(巨樹・巨木等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの <p>指定樹林・指定緑地(森、緑地、樹林、並木、生け垣等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの <p>(3) 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから眺められる範囲にあるもの <p>2．指定実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年 5件 ・平成12年 5件 ・平成13年 4件

3. 平成 11 年度に指定された「自然景観指定緑地」の例

(1) 蚕養国神社の森 (所有者: 宗教法人蚕養国神社)

〔選定評〕境内には、多くのケヤキノの巨木やトウカエデ、ヒマラヤスギ、オオモミジなどの樹木が生育し、重々しい神域を醸し出している。峰張桜と呼ばれるこの森を代表するエドヒガンの巨木があり、市街地の貴重な樹林帯をなしている

指定樹林面積: 7,440 平方メートル



(2) 実成寺の森 (所有者: 宗教法人実成寺)

〔選定評〕ケヤキをはじめエノキ、サイカチ、イチヨウ、シダレヤナギの巨木が息づく森。本堂正面の一对のケヤキは、1615 年に植えられたと伝えられ、その一方は幹の外周が 6 メートルにも達する。多くの巨木が生育する市街地の貴重な樹林である

指定樹林面積: 2,510 平方メートル



(3) 諏訪神社の森 (所有者: 宗教法人諏訪神社)

〔選定評〕御神体である御射山には杉が生い茂る。そのほかケヤキ、モミ、シラカシなどの樹木が数多く生育するなか、由緒あるチョウセンゴヨウが目目を引く。隣接の公園とともに、地域の人たちから親しまれている貴重な樹林である

指定樹林面積: 4,950 平方メートル



(4) 八幡神社の森 (所有者: 宗教法人八幡神社)

〔選定評〕一箕山とも呼ばれる小高い丘に、ケヤキ、エノキ、ナラなどが樹林を形成している。中でも高さ 40 メートルという杉は天狗杉と呼ばれ、地域のシンボルとして親しまれている。周辺の開発が進むなか、残されている貴重な樹林である

指定樹林面積: 3,810 平方メートル



(5) 白露庭 (所有者: 福島地方裁判所)

〔選定評〕会津藩の家老だった内藤家の屋敷跡で遠州流庭園としても名高い。ヒマラヤスギ、トウカエデの高木、ゴヨウマツ、キャラボク、ツツジなどの多種の中低木で構成されている。鶴ヶ城玄関口に位置し、歴史的にも重要な緑地である

指定樹林面積: 2,420 平方メートル



(出典: 会津若松市 HP)

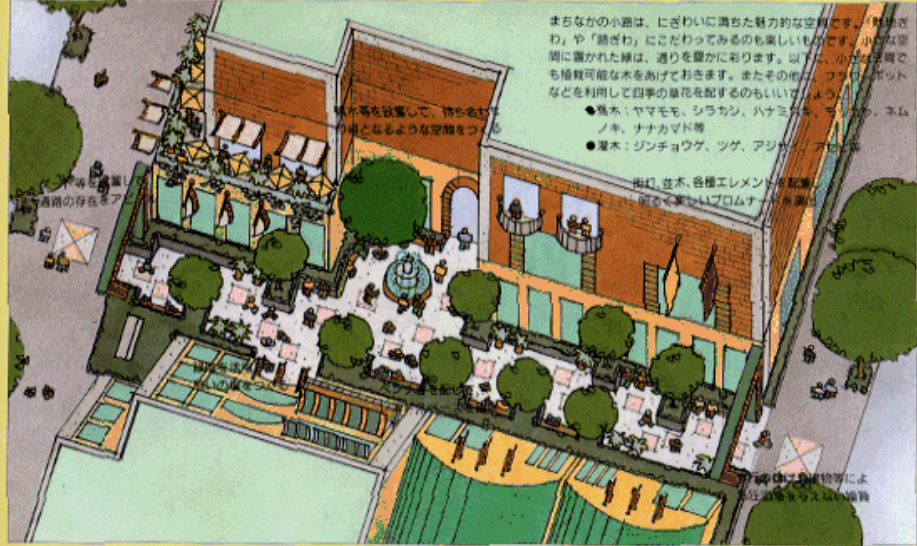
景観づくりへの支援①	
景観づくりの方向性	景観創造の支援
制度名	都市空地景観整備事業補助金制度
所在地	埼玉県大井町
主体	行政
目的	民間による景観に配慮した事業に対する助成（補助金）
内容	<p>○内容説明</p> <p>本補助制度は、「大井町みどりの条例」（昭和49年制定）に基づくものです。町では、緑と景観のための支援制度として、緑を積極的に取り入れたり、保存しようとする町民の方々のために補助制度を設けています。本制度の目的は、町のにぎわいや新しい魅力を生み出すためにつくられた制度です。民間の敷地とを利用して公開空地や歩行者通路等の整備を行う場合に補助金を交付します。</p> <p>1. 補助制度の説明</p> <h2 style="text-align: center;">「都市空地景観整備事業補助金制度」をご利用下さい</h2> <p style="text-align: center;">大井町では、民間の敷地を利用して公開空地や歩行者通路等の整備を行なう場合に補助金を交付しています。これは、街のにぎわいや新しい魅力を生み出すためにつくられた制度です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>■事業名(補助対象となる事業の内容)</p> <p>①公開空地整備事業(タウンスクエア整備事業) 民有敷地内の建築物整備に合わせて、道路に面した部分に公開空地を確保し、その整備を行なう事業</p> <p>②通り抜け通路整備事業(スループロック整備事業) 民有敷地内に公衆の道のように通り抜けできる通路(歩行者通路、緑道)を確保してその整備を行い、通行の利便性を図るとともに街に新たな魅力をつくりだす事業</p> <p>■対象となる地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩行者と車両が錯綜する都市の中心部で、にぎわいが確保できる地区 ○街の顔ともなりうるシンボリックな施設であり、かつ整備効果が期待できる地区 ○公共施設と一体となった良好な街かどが整備できる地区 ○街の景観の向上に多大な効果が期待できる地区 <p>■補助の対象となる事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業規模が概ね500㎡以下のもの ○公開空地の規模が有効開発面積の20%以内のもの ○全面道路に沿って公開空地を設ける場合は、その幅員は2.0mを標準とする ○通り抜け道路整備事業における道路の幅員は、原則として3.0m以上とする。尚、歩道は車椅子の通行を考慮した形態とする ○開発行為等に基づき公共提供公園を設置する場合は、公開空地あるいは通り抜け通路のいずれかと隣接していること </div> <div style="width: 45%;"> <p>■補助の対象となる施設</p> <p>○植栽、舗装、街具、照明、その他町長が必要と認めるもの(彫刻、オブジェ等)</p> <p>■補助金の額</p> <p>補助金は、補助対象施設を整備するのに必要な費用の合計額の1/2に相当する額の範囲内で、かつ100万円を限度とします。</p> <p>■補助金交付の手続の手順</p> <p>①事前協議 申請日の60日前までに事前協議を完了して下さい。</p> <p>②補助金の申請 規定に基づいた申請書類を作成して下さい。</p> <p>③決定通知 審査の結果、補助事業として採択されたときは、決定通知書により内示・通知されます。</p> <p>④変更・中止する場合 変更を生じた場合または中止する場合には、報告し承認を得て下さい。</p> <p>⑤完了の届出 完了時に実績報告書を提出し、町の検査を受けて下さい。</p> <p>⑥補助金の請求 検査を受けた後、補助金を請求して下さい。</p> </div> </div>

1. 補助事業事例説明図

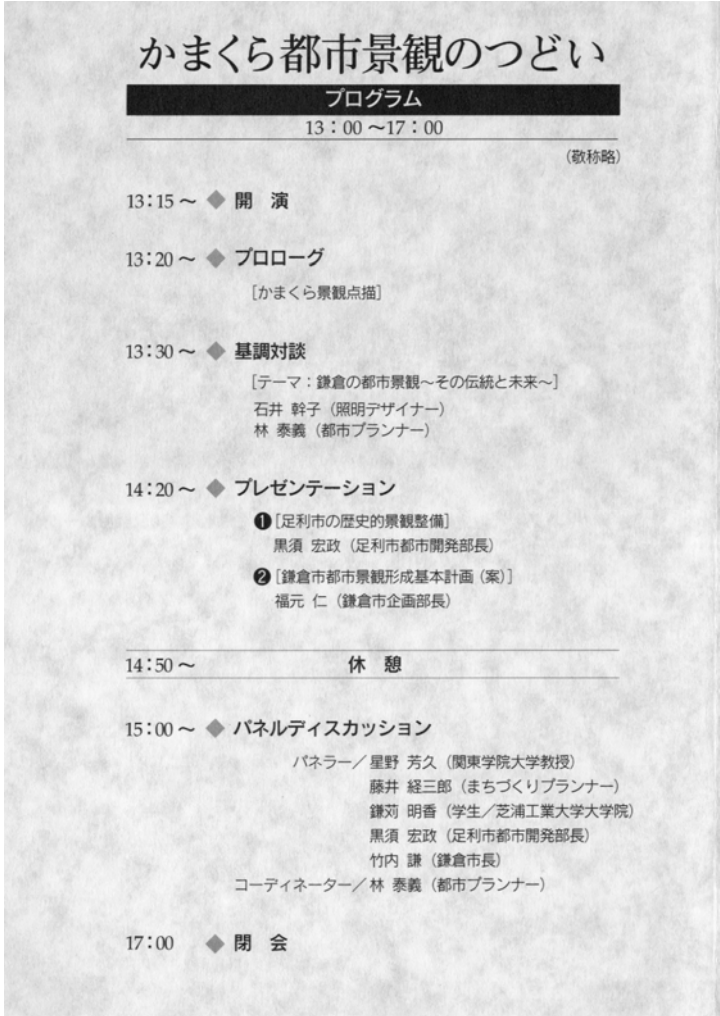
□タウンスクエア整備事業計画例



□スルーフロック整備事業計画例




(出典：Oimachi Scenery Plan—緑と潤いの町を目指して—(大井町発行))

景観づくりへの支援②	
景観づくりの方向性	景観に関する啓発
事業名	景観づくりに関する啓発事業
所在地	神奈川県鎌倉市
主体	行政
目的	市民、事業者に景観づくりに関する関心を高めてもらうため。
内容	<p>・市民、事業者に景観に関する意識を高めてもらうために開かれたシンポジウムで、有識者による基調講演や、景観づくりに関する計画のプレゼンテーションや、パネルディスカッションなどが行われました。</p> <p>・現在は、新たに景観に関する「親子セミナー」が行われています。今後は景観づくりに功労のあった方に対する表彰と合わせて、より幅広い市民を対象としたシンポジウムや景観づくりの出前講座ができないか検討中です。</p> <p>2. シンポジウムのプログラム</p>  <p>(出典：かまくら都市景観のつどい（鎌倉市発行））</p>

市町村景観施策事例集

第4章 景観づくりを実行する

自然景観づくり①	
景観づくりの方向性	自然景観の保全
制度名	飯山市沿道景観維持に関する指導要綱
所在地	長野県飯山市
主体	行政
目的	沿道の良好な自然景観を保全するため
内容	<p>1. 指導要綱の内容</p> <p>千曲川沿いの良好な自然景観を保全することを目的に、屋外広告物の規制、物品の集積などに景観的配慮を求めています。</p> <p>2. 成果</p> <p>屋外広告物については平成15年4月現在、100件以上の基準に適合しない広告物の改善・撤去が行われました。現在、市民の景観に対する理解はかなり高まっており、自動販売機に関しても、自主的に判断して、沿道からなるべく離したり、見えない位置に設置したりされています。</p> <p>物品の集積等は以前からあまり問題は起きていなかったということで、沿道景観の保全については、ほぼ問題のない状態となっています。</p>
	<div style="text-align: center;"> <p>雄大な山々 清らかな河川 のどかな田園</p> <h3>美しい自然景観を守ろう</h3> <p>「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」ができました。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%; font-size: small;"> <p>景観は、自然と人間の諸活動の所産であり、文化の表徴である。</p> <p>美しい景観は人々の心をなごませ、明日の活力を生み出してくれる。</p> <p>本市は、雄大な山々、清らかな河川、のどかな田園、そして多くの歴史的・文化的遺産に恵まれ、それらが織り成す四季折々の景観は人々に誇りと安らぎを与え、豊かな人情と豊かな感性を育んできた。</p> <p>この地に暮らす私達には、この美しい景観を保全し、また、この地にふさわしい新たな景観を創造していく責務がある。</p> <p>私達は、一人ひとりの日々の生活やそれぞれの仕事の一つひとつが全体の景観を醸し出すことを深く自覚し、この豊かな自然に溶け込んだ飯山らしい景観を形成するために、皆が力を合わせることを決意するものである。(指導要綱前文より)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">道路から見える美しい飯山の景観は、住む人、通り掛かる人すべての共有財産です。</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">飯山市では、この景観を守り後世に伝えるのが私たちの責務と考え、屋外広告物の規制を中心とした沿道景観の維持に関する指導要綱を作りました。</p>

■ ご協力いただきたい内容

野立て看板

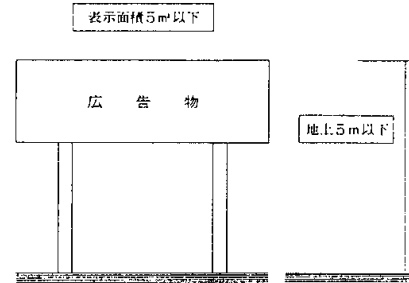
〈禁止区間〉

この区間には通過車輛を対象とした商業看板は設置しない。

〈協議区間〉（高さ5メートル以内で表示面積3平方メートル以内のものは除かれます。）

この区間に商業看板を設置しようとするときは、あらかじめ市企画課にご相談ください。

- 地上からの高さは5メートル以内。
- 表示面の面積は1面5平方メートル以内、1基の総面積は10平方メートル以内。
- 同じ敷地内では30メートル以上の間隔を保つ。
- 点滅式電照看板・蛍光塗料などは使わない。
- 使用する色は3色以内（表示面積の5分の1以内のシンボルデザイン等はのぞく）。

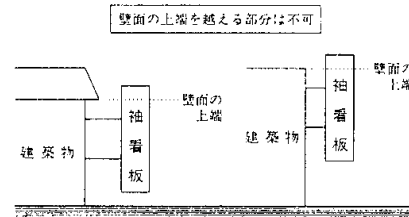


店舗・営業所等の敷地内看板（高さ5メートル以内で表示面積3平方メートル以内のものは除かれます。）

禁止区間・協議区間の沿道の店舗・営業所等の敷地内に看板を設置しようとするときは、あらかじめ市企画課にご相談ください。

〈禁止区間・協議区間共通〉

- 屋根上あるいは屋根面利用の広告物は設置しない。
- 袖看板は軒より高くならないようにし、表示面の総面積は5平方メートル以内。
- 地上設置広告は高さ5メートル以内、表示面積は1面5平方メートル以内、1基の総面積は10平方メートル以内。
- 同じ敷地内では30メートル以上の間隔を保つ。
- 点滅式電照看板・蛍光塗料などは使わない。
- 使用する色は3色（協議区間は4色）以内（表示面積の5分の1以内のシンボルデザイン等はのぞく）。



■ 今あるものは？

- 禁止区間にあるものは平成10年12月31日までに取りはずしていただくようお願いします。
- 協議区間にあるものは市と相談していただき、基準を超えるものは平成15年12月31日までに取りはずしていただくようお願いします。

■ その他

- 道路沿いで、自動販売機を設置したり、廃車・古タイヤ・廃材等を保管する場合は、道路からの景観（見た目）に十分配慮していただくようお願いします。
- 法令で設置を義務づけられているもの、国又は地方公共団体が公益のための設置するもの等は除外されます。

（出典：飯山市沿道景観維持に関する指導要綱パンフ）

自然景観づくり②	
景観づくりの方向性	自然景観の保全
制度名	自然景観指定緑地制度
所在地	福島県会津若松市
主体	行政
目的	会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るため
内容	<p>由緒、由来のある巨樹・巨木や貴重な緑地などは、歴史的な建造物とともに、会津若松らしい趣深い景観の形成に欠かすことのできない重要な部分です。またこれらの緑は、まちに潤いを与え、憩いの空間として市民や観光客に広く親しまれています。市ではこのような緑地の中から、特に自然景観を形成していくうえで重要なものを、自然景観指定緑地に選んでいます。</p> <p>1. 選定基準</p> <p>(1) 共通事項（いずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好に維持管理されているもの ・周辺景観の核となるもの ・自然的、歴史的な雰囲気醸し出し、保存の可能性の高いもの ・市民に親しまれているもの ・由緒、由来のあるもの ・健全であり、樹容が美観上優れているもの <p>(2) 規模（いずれかに該当するもの）</p> <p>①指定樹木（巨樹・巨木等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の高さが10m以上のもの ・樹木の高さ1.5mで幹周が1.5m以上のもの ・つる性の樹木で枝葉の面積30以上のもの ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの <p>②指定樹林・指定緑地（森、緑地、樹林、並木、生け垣等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地、樹林等の面積が100以上のもの ・並木の延長が100m以上のもの ・生け垣の延長が30m以上のもの <p>(3) 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから眺められる範囲にあるもの <p>2. 指定実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年 5件 ・平成12年 5件 ・平成13年 4件

3. 平成 11 年度に指定された「自然景観指定緑地」の例

(1) 蚕養国神社の森（所有者：宗教法人蚕養国神社）

〔選定評〕境内には、多くのケヤキノの巨木やトウカエデ、ヒマラヤスギ、オオモミジなどの樹木が生育し、重々しい神域を醸し出している。峰張桜と呼ばれるこの森を代表するエドヒガンの巨木があり、市街地の貴重な樹林帯をなしている

▼指定樹林面積：7,440 平方メートル



(2) 実成寺の森（所有者：宗教法人実成寺）

〔選定評〕ケヤキをはじめエノキ、サイカチ、イチヨウ、シダレヤナギの巨木が息づく森。本堂正面の一对のケヤキは、1615 年に植えられたと伝えられ、その一方は幹の外周が6メートルにも達する。多くの巨木が生育する市街地の貴重な樹林である

▼指定樹林面積：2,510 平方メートル



(3) 諏訪神社の森（所有者：宗教法人諏訪神社）

〔選定評〕御神体である御射山には杉が生い茂る。そのほかケヤキ、モミ、シラカシなどの樹木が数多く生育するなか、由緒あるチョウセンゴヨウが目目を引く。隣接の公園とともに、地域の人たちから親しまれている貴重な樹林である

▼指定樹林面積：4,950 平方メートル



(4) 八幡神社の森（所有者：宗教法人八幡神社）

〔選定評〕一箕山とも呼ばれる小高い丘に、ケヤキ、エノキ、ナラなどが樹林を形成している。中でも高さ 40 メートルという杉は天狗杉と呼ばれ、地域のシンボルとして親しまれている。周辺の開発が進むなか、残されている貴重な樹林である

▼指定樹林面積：3,810 平方メートル



(5) 白露庭（所有者：福島地方裁判所）

〔選定評〕会津藩の家老だった内藤家の屋敷跡で遠州流庭園としても名高い。ヒマラヤスギ、トウカエデの高木、ゴヨウマツ、キャラボク、ツツジなどの多種の中低木で構成されている。鶴ヶ城玄関口に位置し、歴史的にも重要な緑地である

▼指定樹林面積：2,420 平方メートル



（出典：会津若松市 HP）

歴史・文化景観づくり①	
景観づくりの方向性	歴史景観の保全、整序、他
制度・事業名	城崎町「愛される温泉観光地」づくり
所在地	兵庫県城崎町
主体	行政（県、町）、住民・事業者等
目的	古くからの地場産業である温泉観光振興のために、「はんなり ¹⁾ 」をキーワードとし、多くの文人・墨客にゆかりのある土地柄を資源とした、歴史・文化景観要素の整備を行っています。
内容	<p>1. 景観形成基準、広告景観モデル地区による町並み保全 景観形成地区、広告景観モデル地区（共に兵庫県の条例に基づく制度）による「和」の町並みの保全、広告物のコントロールを行っています。</p> <p>2. 町並み情緒に配慮した案内板、温泉水飲み場 景観形成の目標、方針に従って、公共サイン、温泉水飲み場等を整備し、民間の施設と一体的に町並みを形成しています。</p> <p>3. 河川景観での阻害要因の除去 町並み中央を流れる大谷川に架かる橋に付属していた配管類を地域の景観形成目標、方針にそぐわないものとして撤去、隠蔽し、景観を整えました。</p> <p>4. 景観形成活動の啓発 良好な景観を形成した建築物や広告物等を顕彰し、景観形成活動の啓発を行っています。</p> <p>5. 成果 施設の改修に当たっては、官民とも景観形成基準に則った修景を行い、阻害要因については、除去して景観の質を向上させ、若年層にも人気のある温泉観光地となっています。</p> <p>1. 景観ガイドライン事例 ガイドラインの策定は県の業務ですが、実質は町役場と町民によって検討されています。</p>
	<p>3. 「和」の温泉街の町並みづくり</p> <p>城崎町のなかの都市景観形成地区 城崎町は、周囲の自然と調和した「和」の町並みづくりをめざしています。 景観形成のための地区区分で、城崎町の町域のうち、大谷川町を中心とした城崎温泉街を、都市景観形成地区に指定しました。</p>

¹⁾ 上品ではなやかな感じがするさま。関西方言。

2. 公共サイン・温泉水飲み場施設の事例
地域の景観形成に配慮した施設デザインとなっている。



3. 橋梁の阻害要因の除去
歴史的景観を阻害していた橋梁、護岸の配管を撤去した。



4. 良好な景観形成に対する顕彰
良好な建築物や広告物等を顕彰するパンフレットを作成し、啓発を行っている。



(出典：城崎町・城崎温泉地区景観ガイドライン（兵庫県発行）、第1回きのさき景観賞（城崎町発行）)

歴史・文化景観づくり②	
景観づくりの方向性	歴史景観の保全、整序、他
制度・事業名	蔵造りの街並みづくり
所在地	埼玉県川越市
主体	事業者、行政
目的	城下町川越の蔵造りの街並みを保全し、歴史的な景観の保全と活用による観光商業の活性化を図ること。
内容	<p>歴史的な景観保全とその景観を基にした観光商業の活性化のための複合的な施策を展開しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 蔵造りの建物の法的規制（文化財指定）による保護 現在、国指定の文化財が1棟、市指定の文化財が19棟となっており、歴史的な景観を保全しています。 歴史・文化景観に調和するデザインの導入 民間事業者の新たな建て替えにおいては、建築物のデザインを周囲の蔵造りの街並みに調和するデザインとしています。 優れた建築物への懸賞制度 「川越らしさ」を演出する優れた建築物への顕彰制度として「かわごえ都市景観賞」が設けられています。 町づくり「規範」の制定 蔵造りの街並みが残る商店会の範囲を対象として任意のまちづくり協定が制定されており、地元事業者組織により「街並み委員会」が運営され、建物、道路、看板等について調整を図っています。 成果 文化財指定による、歴史景観への関心の高まりと、新築改築時の歴史景観への配慮が明確に現れており、歴史的な景観が観光資源（観光入れ込み数約400万人）として機能するようになり、観光産業の発展に寄与するようになっています。

1. 歴史・文化景観に調和するデザインの導入、優れた建築物への懸賞制度



2. 町づくり「規範」の制定



町づくりの建物が老朽化し、町並みには、さまざまな変化が起りつつある。しかし、これらの変化と、商業の活性化等が必ずしも歩調が合っていない。従って、この傾向に歯止めをかけ、自発的な個人の努力が結集されることを目的とする。

協定の範囲 川越一番街商會(協)の範囲とする。
(適用地区外の閑雑地については権力要請)

基本理念 町並み一自由な個人の努力が、より集まって生み出されるものである。
① 商業活動の活性化

町づくりの基本・目標 ② 現代にマッチした、居住環境の形成と豊かな生活文化の創造
③ 人類共有の財産である歴史的町並みの保存と継承

町づくり規範…理念と目標の達成。

手続 ① 計画 町並み委員会 に説明。[町づくり規範との調整を図る]

市に提出

建物の新築・増築・改修・改裝
道路・広場等共同施設の計画
看板等工作物の新設・増設・改修・改築計画

運用組織 町並み委員会の設置

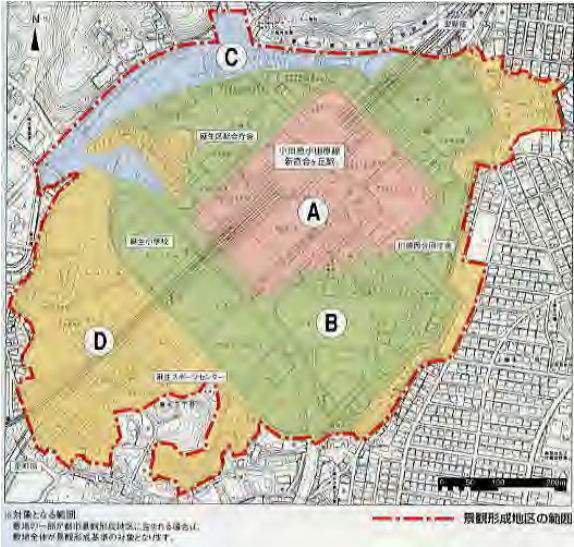
(委員会の構成 一番街商會(協)理事長・副理事長1名
組合員7名・学識経験者2名・地元有識者7名
(川越市、川越商工会議所))

1 西暦全文化財(建造り屋敷)の補助
再建築等補助(外観部)所管計費総額の2分の1・耐火設備の3分の2
2 川越市観光地形成推進委員会
対象 店舗の増設に使用する築造、築部、軒先、ショーウィンドウ、門、縁石の改修又は新築
補助額 補助対象経費の3分の2以内とし、一店舗につき2百万円を限度とする

3 埼玉県中小企業高度化資金
実行規模額 融資対象額額の65%以内
実行期間 15年以内(2年以内償還可、13年以内償還)貸付利率1.2%以内

(出典：小江戸かわごえ蔵造りの街(川越商工会議所、川越商業近代化推進協議会発行))



生活・産業景観づくり①	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の創造
制度名	新百合丘駅周辺都市景観形成地区
所在地	神奈川県川崎市
主体	行政、住民、事業者
目的	土地区画整理事業により整備された区域の景観づくりを新都心にふさわしいものとするため
内容	<p>1. 経緯</p> <p>新百合丘駅周辺地区では、これまで「川崎新都心センター新百合丘駅周辺上物建設マスタープラン」により、新都心にふさわしいまちづくりをめざしてきましたが、平成12年4月に都市景観条例に基づく建築物等の届出制度が開始されたことに伴い、都市景観形成地区による街づくりが行われることになりました。また、地元組織として（財）川崎新都心街づくり財団により、「川崎新都心街づくり推進協議会」が設置されました。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>都市景観形成地区には、市と協議会との協議により、街づくりのテーマ、都市景観形成の基本目標、景観形成方針、景観形成基準が設定され、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ります。</p> <p>3. 運用の成果</p> <p>全体的に統一された景観の地区となり、特に色彩面においては地域としての統一性が強く見られます。</p> <p>○都市景観形成地区の内容</p> <p>1. 都市景観形成地区の範囲とエリア分け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A：駅前センターエリア ・ B：商業・住環境エリア ・ C：沿線商業エリア ・ D：住環境エリア  <p>※対象となる範囲 条例の一部が施行後施行規則に定められる場合は、 施行規則が景観形成基準の対象となります。</p>

2. まちづくりのテーマ、まちづくりの目標、景観形成方針と景観形成基準

(1) 街づくりのテーマ

「出会い・ふれあいの街」

(2) まちづくりの目標

- ・地域の個性と華やかさが演出されているまちづくり
- ・自然や地域とのふれあいを大切にしたまちづくり
- ・人々が集まりゆとりと安心感のあるまちづくり

(3) 景観形成方針

- ・豊かな自然の風景や人々の生活が見えるヒューマンスケールの新都心景観づくり。
- ・奥行きや深み，変化を感じさせる街なみ景観づくり。
- ・人々を誘引するような開放的で連続性のある街路景観づくり。
- ・落ち着きや暖かみを感じられ，秩序のある建物景観づくり。
- ・地域の独自性を活かした，にぎやかで楽しい商業景観づくり。

(4) 景観形成基準

項目	基準
建築物のデザイン	建築物は街なみを形成する主要な景観要素として、高さや重なり、形態、連続性など、周囲と調和させながら時代の変化に対応できる外観のデザインとします。色彩については基調色を活かし魅力ある街なみの形成に努めます。また、大規模な建築物や公共性の高い建築物、高台や交差点など人の目に付く場所にある建築物には、特に景観的な配慮をします。
緑のデザイン	緑は都市に美しさと潤いを与えてくれる大切な資源です。もともと存在した自然景観を保全、再生していくことを積極的に進めます。また、場所に応じた樹木の効果的活用を図りながら、季節感のある自然とのふれあいを大切にした景観をつくり出します。
通りのデザイン	通りの連続感や一体感を感じさせ、賑わいがあり、歩く人の視点を配慮した、わかりやすい景観をつくります。ゆっくりと歩け、立ち止まってくつろぎたくなるような、歩行者にやさしく清潔で安全な道路空間をつくります。商業施設や公共施設などと一体化を感じさせる、開かれたイメージをめざします。
広告物のデザイン	街の賑やかさや華やかさを演出する広告物により、街なみ景観の個性や魅力の向上に積極的に貢献します。建築物のデザインを引き立て、また通りのイメージづくりに役立つ、独自性と品のある質の高い広告物をめざします。
あかりのデザイン	光の強さ、色、位置などを考慮した適切な照明計画を行うことにより過剰な照明とならないように配慮します。ものを浮き上がらせる間接的な光により、建物、広場、街路、緑の存在感をより一層引き出し、昼間の景観から夜の景観への移り変わりや、季節や時間の変化に対応した光の色や強さの工夫がなされた夜間景観をつくります。



(出典：川崎市 HP)

生活・産業景観づくり②	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の創造
制度名	真鶴町まちづくり条例に基づく「美の原則」、「美の基準」
所在地	神奈川県真鶴町
主体	行政、住民、事業者
目的	乱開発による景観の乱れを抑制し、住民が主体となった景観づくりを行うため
内容	<p>1. まちづくり条例制定の経緯</p> <p>真鶴町は水資源が乏しく、バブル期のマンション建設計画ラッシュの状況の大きな混乱を契機に、開発抑制を念頭に置いた、上水道事業給水規制条例、地下水採取規制の条例が施行され、給水についての一定の歯止めがかけられるとともに、開発に関する新たなルールづくり（まちづくり条例策定）が始められました。条例は平成5年6月16日に可決され、同6年1月1日に施行されました。</p> <p>2. まちづくり条例の特徴－美の原則</p> <p>条例では、まちづくり計画を定める他、事前協議の手続きのルールを定めています。条例の中で注目すべき点は、美の原則です。</p> <p>これは8つの原則とその下のデザインコード（キーワード）で体系づけられているもので、その土地に固有の要素や建築に関して住民が共有してきた不文律の作法をルール化したもので、開発が行われる場合にはこれらができる限り計画に取り入れるよう求めています。適用されるキーワードは、全体で69のうち20～40程度になっています。</p> <p>3. 運用方法</p> <p>自己の居住用等の住宅以外の建設計画では、事前協議の手続きの中で他の基準、計画等と併せて美の原則への適合を求めています。</p> <p>自己住宅でも取り入れてもらえるよう全戸に美の原則の冊子を配布しています。</p> <p>美の原則の適用にあたっては、町担当者が開発計画地を調査し、美の原則に基づき計画についての要望を提示し、事業者がこれに対し、計画の見直しを図り、それを町が再評価することとなっています。</p> <p>4. 成果</p> <p>運用の成果は公共施設としての擁壁の改善、植栽、周辺の整備などが具体的な成果として現れています。現在、住民の条例に対する認知度は高いといえます。</p>

○真鶴町まちづくり条例「美の基準」の構成（抜粋）

1. 8つの基準

真鶴町では、この「美」を個人的な主観としないために、8つの原則（基準）をたてました。考え方のヒントとなったのは、イギリスのチャールズ皇太子が著した「英国の未来像-建築に関する考察」です。この著書でいわれている「建築の10の原則」は、遠い国のことでありながら、都市に住む人間にとって、国や時間を超えて共通の普遍性をもつものでした。

2. 基準の概要

デザインコードの「美の基準」は、この基準をよく理解するために具体的な手がかりを掲げ、そしてそれらを簡潔に表現する基本的精神を示しました。

3. 全体のつながり

8つの基準はひとつひとつ重要であると共に、全体としてこれらがまとまっていることが必要です。これが「美の基準Ⅱ」で紹介する「つながり」です。

4. 基準の詳細

詳細は、この全体のイメージを具体化するものです。「美の基準Ⅲ」は、これをキーワードとしてあらわしました。

5. 参加

「美の基準」は、強制されるものではなく、みんなで創っていくものです。従って、この「美の基準」には誰もが参加できます。ここで示された「美の基準」は、参加によって修正されたり蓄積されたりしていきます。

■美の基準の構成

基準	手がかり	美の基準Ⅰ 基本的精神	美の基準Ⅱ つながり	美の基準Ⅲ キーワード
1. 場所	・固有の尊厳 ・地形・輪郭・地味 ・雰囲気	*建築は場所を尊重し、風景を壊さないようにしなければならない	・眺め ・土地・地形	・型な建築 ・数々の風景 ・目める場所 ・眺める場所 ・高み触れる場所
2. 性格・用途	・歴史・文化・風土 ・地域	*建築は私たちの関わりを記憶を再現し、私たちの町を表現するものである	・性格・用途 ・それぞれの性格	・個性 ・見通し ・大きな門 ・扉 ・門・玄関
3. 用途・機能	・人間の暮らし ・「のびのび」人間 ・住みやすさ	*すべての物の基本は人間である。建築は、人間の暮らしを支援し、調和させることである	・人間の暮らし ・のびのびとした暮らし ・調和、調和、調和	・引出しやすい ・見通し ・目線の高さ ・目線の高さ ・目線の高さ ・目線の高さ
4. 材料・色	・自然・伝統・建築物 ・建築物	*建築は古い素材・素材の自然に敬意を払い、その全体と調和しなければならない	・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材	・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材
5. 構造・形状	・地場産・自然 ・工業生産品	*建築は町の材料を活かして作る必要がある	・木・土・石 ・土・石・土	・自然の材料 ・地場の材料 ・調和・素材
6. 美・価値	・歴史・文化・風土 ・建築物の美	*建築には美観が必要であり、私たちは町に独自の美観を生み出す	・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材	・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材
7. コミュニティ	・コミュニティ ・生活・文化・生活環境 ・生活環境	*建築は人々のコミュニティを支援するためにある。人々は建築に参加するべきであり、コミュニティを守り育てる責任を負う	・コミュニティ ・コミュニティ ・コミュニティ	・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材
8. 調和	・調和・素材 ・調和・素材	*建築は人々のための調和であり、調和を生み出すためにある。調和を生み出す責任を負う	・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材	・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材 ・調和・素材

(出典：真鶴町まちづくり条例 美の基準 Design Code (真鶴町発行))

生活・産業景観づくり③	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の創造
事業名	バス停づくりから界限づくりへ
所在地	東京都世田谷区
主体	行政、住民、事業者
目的	区民のアイデアを活かしたバス停のある小広場の整備を核として、周囲の景観整備を進めるため
内容	<p>1. 「バス停のある小広場」コンペ 地域の特性や歴史に配慮した「バス停のある小広場」の整備を進めるため、区民のアイデアの募集を行いました。それを基に設計を進めました。</p> <p>2. 区民のアイデアを活かした「バス停のある小広場」の整備事業 世田谷区、バス事業者等が事業主体となり、個性のあるバス停小広場を整備しました。</p> <p>3. 小広場周囲の建物整備による街並みづくりへの提案 広場周囲の建物のデザイン等への提案、民地でのオープンスペースの確保による周囲のゆとりの演出などを目指した共同・協調建替の提案などを行っています。</p> <p>4. 成果 この広場の整備は終了し、広場周囲のまちづくりへの提案をしています。</p>



○広場の整備状況

粕谷地蔵尊前小広場

1 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葺き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

2 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葺き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

3 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

4 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

5 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

6 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

7 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

8 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

9 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

10 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

11 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

12 **三角屋根**
広場の中心に目を惹く特徴的な三角屋根が目を引きます。材料に、粕谷地区の伝統的な瓦葷き屋根を採用し、地域の歴史を感じさせるデザインとしています。

○広場の周辺のまちづくりへの提案

広場を中心とした界隈づくりの提案

広場周辺のまちづくりに対して、国は、さまざまな面から支援しお供いたします。
ひとつの敷地の美しい工夫、お隣どうしで協力した協働型で景観や利用環境を整えなどの工夫、
さらにこの近所ぐるみでの建築協定、緑化協定、地区計画など、
広場を中心として魅力的な界隈をつくるにしている工夫が考えられます。
例えばこんなイメージの界隈づくりを考えてみました。

1 建築づくり

1 建築づくり
この界隈の建築は、広場に「面」を向けて建築します。また、建築のデザインは、広場のデザインと調和させることで、広場の魅力を最大限に引き出します。また、建築のデザインは、広場のデザインと調和させることで、広場の魅力を最大限に引き出します。

2 店舗づくり

2 店舗づくり
1階部分を店舗として活用し、地域の活性化を図ります。また、店舗のデザインは、広場のデザインと調和させることで、広場の魅力を最大限に引き出します。また、店舗のデザインは、広場のデザインと調和させることで、広場の魅力を最大限に引き出します。



(出典：バス停のある小広場 粕谷地蔵尊前小広場 (世田谷区発行))

生活・産業景観づくり④	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の創造
事業名	街並みづくり 100 年運動等
所在地	山形県金山町
主体	行政、住民、事業者
目的	100年をかけて自然(風景)と調和した美しい街並みをつくっていくため。あわせて、林業等の地場産業の振興や人と自然の共生を図る。
内容	<p>1. 事業の経緯</p> <p>以前から続けられていた「全町美化運動」、「美しい街づくり」を受けて、昭和 59 年に政策として位置づけられました。</p> <p>2. 街並みづくり 100 年運動の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間と自然のかかわりづくり、さらには人間と自然の調和づくりを推進すること。 ・美しい街並みの形成と地域 CI 化(地域の個性化)を推進すること。 ・地域風土、地域材、在来工法等、杉を中心とした地域資源の有機的結合を図ること。 <p>3. 街並みづくり 100 年運動の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅コンクールの開始(昭和 56 年) <p>商工会が主催、立て替えの進む住宅を金山町らしさを持ったものへ誘導するために行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金山町街並み景観条例の制定(昭和 61 年) <p>町民がこれから町の歴史を創るという視点で全町を対象として創られています。また、景観条例に基づく助成制度があり、平成 13 年度末までに 594 件が助成を受けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成方針の策定(昭和 61 年) <p>住宅コンクールによって金山の大工たちが創った金山住宅のスタイルが基本となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい魅力資源としての公共施設の整備(昭和 50 年～) <p>地域の景観になじみ、地場産材の活用、地域性に配慮した整備を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町屋住宅、倉庫蔵の修復と利活用 <p>歴史的な町屋や蔵をその当初デザインを保持しつつ、資料館や多目的ホール、金融機関に改装し、街並みづくりに活用しています。</p>

- ・金山町くらしの道づくり計画の策定

裏通りの生活道路と歩行者動線の改善、共同駐車場の整備により、周辺部から中心に向かって「緑と水のくさび」を打ち込み、表通りは交差点などの街角の修景を行うことで街並みづくりを行っています。

- 4. 成果

地場産業である林業とタイアップした街並みづくりで、個性ある街並みが形成されています。

- ・伝統的な町屋と蔵のある街並み（出典：「造形」NO.29）



七日町通りの伝統的な町家（星川家とクメタロウ商店）



十日町・七日町交差点と前蔵を見る。蔵には蔵座敷がある。

- ・蔵史館（資料館）、（仮称）蔵史館ひろば、八幡公園の整備と生活道路の整備等の整備イメージ（出典：山形県金山町のまちづくりと建築 2002）



生活・産業景観づくり⑤	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の整序、創造
事業名	集落美化をもとにした集落景観の継続管理
所在地	栃木県茂木町
主体	行政、住民、事業者
目的	集落美化によるむらづくり
内容	<p>1. 事業の経緯</p> <p>昭和61年の集中豪雨による被害を契機として安全なまちづくり、快適なまちづくりを目指す気運が高まりました。これにより治水を目的とする河川改修等だけでなく、「もてぎの川をきれいにする基金条例」に発展しました。また北部、南部の中山間地では、「花いっぱいコンクール」、生垣助成制度や住民による清掃活動などが盛んに行われており、これらが下地となつて、継続的な景観づくりが行われるようになりました。</p> <p>2. 「花いっぱいコンクール」による美化運動</p> <p>自治会が中心となつて、沿道や畔で花壇づくりを行う「花いっぱいコンクール」が年一回行われ、各集落が競い合っています。</p> <p>3. 生け垣づくり補助制度</p> <p>緑ゆたかな住みよいまちづくり運動の一つとして、道路に面した敷地の生け垣づくりを推進し、街並みの緑化と美しい景観づくりを進めています。生垣の整備にあたっては「おすすめの樹種」を示し、地域になじんだ樹種を使用するようすすめています。</p> <p>4. 長屋門のある農家住宅を中心とした景観の整序</p> <p>白壁の長屋門をもつ農家住宅と水田とが調和した農村景観を創り出すように各戸に景観への配慮を行うよう、協力要請しています。</p> <p>4. 成果</p> <p>質の高い景観管理を維持することにより、第3回農村アメニティコンクール優秀賞を受賞しています。</p>

○屋敷林や農地と調和した美しい長屋門のある農家



(出典：景観づくりむらづくりー農村景観づくりの手引きー 編著：農村景観研究会)


○農地を活かした観光地景観の演出

(第6回 美しい日本のむら景観コンテスト 全国土地改良事業団体連合会長賞 (茂木町大瀬))

この菜の花畑は種を取るために栽培しているもので、まるで黄色いジュータンを敷き詰めたようなすばらしい景色は、日曜日にはちょっとした観光スポットとなっています。豊かな自然環境を活かし、周囲にはキャンプ場、ふるさとセンターが整備され、鮎釣り、紅葉狩り、カヌーを中心とする多くの観光客が訪れています。(撮影者：五月女久雄)



(出典：第6回 美しい日本のむら景観コンテスト HP)

眺望景観づくり①																																
景観づくりの方向性	眺望景観の保全																															
制度名	山並み眺望確保のための都市景観形成ガイドライン																															
所在地	岩手県盛岡市																															
主体	行政																															
目的	盛岡固有の景観である市内各視点場からの山並み眺望を確保するため、建築物等の高さをコントロールする。																															
内容	<p>○ガイドラインの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このガイドラインでは、以下の5種類の眺望景観の保全のための基準を設けています。 ①北上川・開運橋からの岩手山の眺望 ②岩手公園からの岩手山の眺望 ③岩手公園からの南昌山の眺望 ④中津川・与の字橋からの愛宕山の眺望 ⑤北上川・中津川 対岸からの圧迫感の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・①～④の基本的な考え方は、視点場を明確にし、そこからランドマークとなる山の方角への一定の範囲を設定し、その範囲内で視点場の距離に応じて建築物等の高さを許容値を設定しています。 ・⑤の基本的な考え方は、対岸を仰ぎ見る角度20度（これをこえると圧迫感を与える）を超えない高さをになるよう許容値を設定しています。 <p>○成果</p> <p>昭和59年から実質的な指導を行い、現在までに10件程度の建物の高さ等の変更を指導し、指導に従った形態となっています。</p>																															
	<p>①北上川・開運橋からの岩手山の眺望の基準</p>  <p>この図は、北上川・開運橋からの岩手山の眺望に関するガイドラインの基準を示しています。左側には、北上川と開運橋からの岩手山の眺望の風景写真が掲載されています。右側には、高さ規制のイメージスケッチが示されています。中央には、高さ規制の表が掲載されています。下部には、開運橋からの岩手山眺望領域の地図が示されています。</p> <p>高さ規制の表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーン</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高さ規制</td> <td>10m</td> <td>11m</td> <td>12m</td> <td>13m</td> <td>14m</td> <td>15m</td> <td>16m</td> <td>17m</td> <td>18m</td> <td>19m</td> <td>20m</td> <td>21m</td> <td>22m</td> <td>23m</td> <td>24m</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	高さ規制	10m	11m	12m	13m	14m	15m	16m	17m	18m	19m	20m	21m	22m	23m	24m
ゾーン	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																		
高さ規制	10m	11m	12m	13m	14m	15m	16m	17m	18m	19m	20m	21m	22m	23m	24m																	

②岩手公園からの岩手山の眺望の基準

眺望断面構成図

ゾーン別の建物高さの許容値

ゾーン	1	2	3	4	5
眺望確保高さ	14.2m	13.1m	10.0m	12.1m	13.1m
眺望確保高さ	14.2m	13.1m	10.0m	12.1m	13.1m
眺望確保高さ	14.2m	13.1m	10.0m	12.1m	13.1m
眺望確保高さ	14.2m	13.1m	10.0m	12.1m	13.1m

眺望高さの計算方法

上の表は、眺望領域内に於いて、各場所毎に眺望高があることと、各ゾーンごとの眺望を確保するための、建築物等の高さ制限高を算出したものである。各地域ごとの眺望を確保するための必要高さについては、計算式により算出される。

眺望確保の
建築物等の高さ = $\frac{\text{視点高} \times \text{視点場から計地までの距離}}{\text{計地地の地盤標高}}$

(計地地高は、計地地高 + 0.3m)

岩手公園・二の丸からの岩手山眺望確保のイメージスケッチ

岩手公園・二の丸からの岩手山眺望領域図

③岩手公園からの南昌山の眺望の基準

提案のイメージ

■岩手公園からの南昌山の眺望が確保された、眺望確保のイメージ

形成の方針

■岩手公園からの南昌山の眺望を確保するため、眺望確保のイメージを実現する。

ゾーン別の建物高さの許容値

ゾーン	1	2	3	4
眺望確保高さ	13.1m	12.1m	11.1m	11.1m
眺望確保高さ	13.1m	12.1m	11.1m	11.1m
眺望確保高さ	13.1m	12.1m	11.1m	11.1m
眺望確保高さ	13.1m	12.1m	11.1m	11.1m

岩手公園・本丸からの南昌山眺望領域図

④中津川・与の字橋からの愛宕山の眺望の基準

提案のイメージ

■中津川・与の字橋からの愛宕山の眺望が確保された、眺望確保のイメージ

形成の方針

■中津川・与の字橋からの愛宕山の眺望を確保するため、眺望確保のイメージを実現する。

中津川・与の字橋右岸からの愛宕山眺望領域図

⑤北上川・中津川 対岸からの圧迫感の軽減の基準

中津川西川景観軸について

中津川西川景観軸は、野に囲まれた河川沿いの景観軸として、自然性の確保が求められています。

河川に面する敷地においては、河川に面する部分の山面を、開放性の創出や十分な植栽等の配慮が必要であり、また山面が竹藪となる敷地の場合には、植栽の制限を要しなどとして、山面との線画が見えよう示すことが望ましいです。

提案のイメージ

■北上川・中津川の対岸側から河川沿いの景観を形成する。

形成の方針

■北上川・中津川の対岸側から河川沿いの景観を形成し、対岸側の景観による圧迫感を軽減するため、河川沿いの景観の形成を要する。


圧迫感軽減・視覚断面構成図

圧迫感の軽減仰角(20°)による建物高さの計算方法

圧迫感軽減の
建築物等の高さ = $\frac{\text{対岸視点} \times \text{対岸視点から計地までの距離} \times \tan 20^\circ}{\text{計地地の地盤高}}$

(計地地高は、計地地高 + 0.3m、対岸視点の高さは、その地の標高(山頂高さ) + 30m(に相当))

(出典:山並み眺望確保のための都市景観形成ガイドライン(盛岡市発行))

眺望景観づくり②	
景観づくりの方向性	眺望景観の創造
事業名	自然と共生する道づくり
所在地	長野県山ノ内町
主体	行政
目的	公共事業（道路）の整備における自然景観への配慮
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本道路は冬季オリンピック会場へのアクセスの道路、温泉とスキーの国際高原リゾート地における観光道路として計画整備された道路です。 ・ 観光道路としての快適性と探勝性、国立公園特別地域における野生生物・水源保全の諸点に配慮してルート選定を行うと共に、極力地山に沿った縦断勾配を用いて地形の改変を少なくしています。 ・ やむを得ない地形の改変に対応して、動物の横断対策や、表土を復元して既存の植生の復元に配慮しています。 ・ 橋梁のデザインは表面処理を施し、明度低下効果があります。 ・ 法面の一部は巨石を空積みにした擁壁とし、景観、植生ともになじむものとなっています。 <p>（本事業は土木学会 2001 年度デザイン賞の最優秀賞を受賞しています）</p> <p>○上空から見た橋梁部分</p> 

○自然植生とも調和した巨石を用いた擁壁



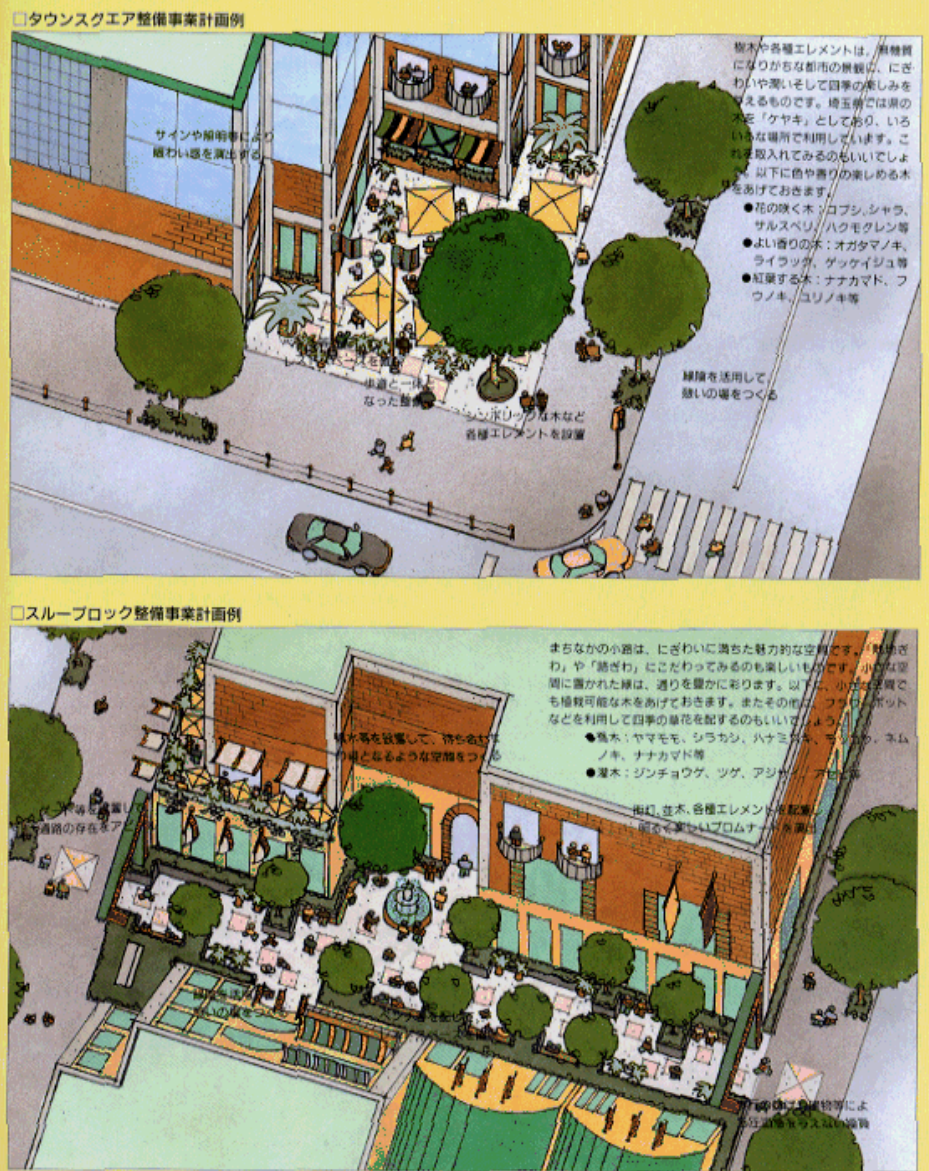
○すっきりとした橋脚部分



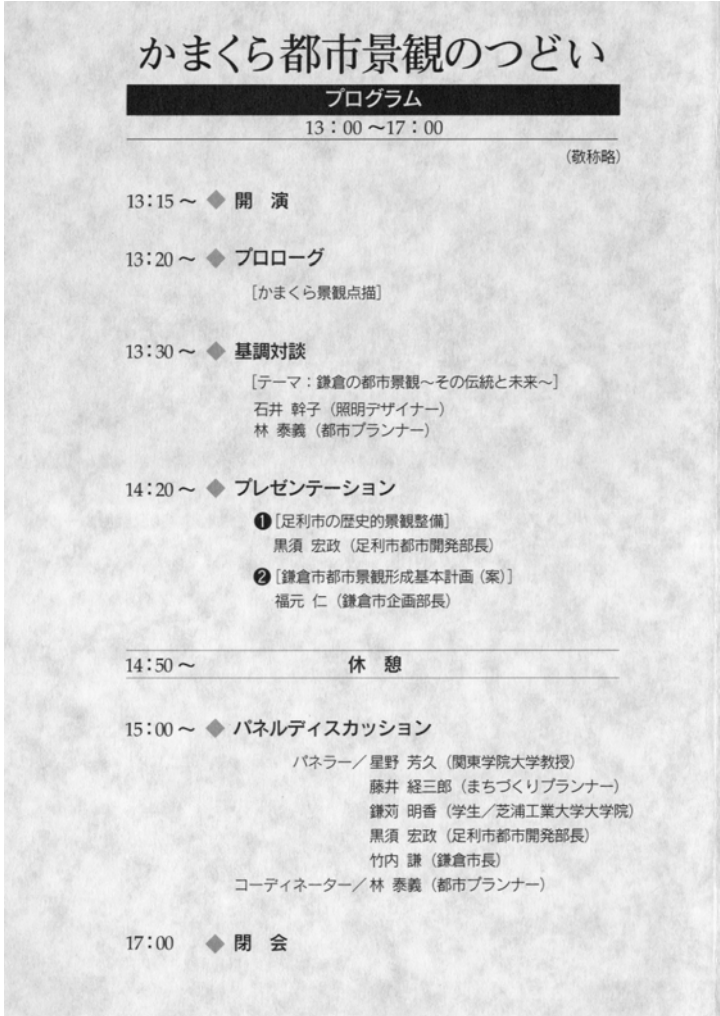
(出典：土木学会 2001 年度デザイン賞 HP)

景観づくりへの支援①	
景観づくりの方向性	景観創造の支援
制度名	都市空地景観整備事業補助金制度
所在地	埼玉県大井町
主体	行政
目的	民間による景観に配慮した事業に対する助成（補助金）
内容	<p>○内容説明</p> <p>本補助制度は、「大井町みどりの条例」（昭和49年制定）に基づくものです。町では、緑と景観のための支援制度として、緑を積極的に取り入れたり、保存しようとする町民の方々のために補助制度を設けています。本制度の目的は、町のにぎわいや新しい魅力を生み出すためにつくられた制度です。民間の敷地とを利用して公開空地や歩行者通路等の整備を行う場合に補助金を交付します。</p> <p>1. 補助制度の説明</p> <h2 style="text-align: center;">「都市空地景観整備事業補助金制度」をご利用下さい</h2> <p style="text-align: center;">大井町では、民間の敷地を利用して公開空地や歩行者通路等の整備を行なう場合に補助金を交付しています。これは、街のにぎわいや新しい魅力を生み出すためにつくられた制度です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>■事業名(補助対象となる事業の内容)</p> <p>①公開空地整備事業(タウンスクエア整備事業) 民有敷地内の建築物整備に合わせて、道路に面した部分に公開空地を確保し、その整備を行なう事業</p> <p>②通り抜け通路整備事業(スループロック整備事業) 民有敷地内に公衆の道のように通り抜けできる通路(歩行者通路、緑道)を確保してその整備を行い、通行の利便性を図るとともに街に新たな魅力をつくりだす事業</p> <p>■対象となる地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩行者と車両が錯綜する都市の中心部で、にぎわいが確保できる地区 ○街の顔ともなりうるシンボリックな施設であり、かつ整備効果が期待できる地区 ○公共施設と一体となった良好な街かどが整備できる地区 ○街の景観の向上に多大な効果が期待できる地区 <p>■補助の対象となる事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業規模が概ね500㎡以下のもの ○公開空地の規模が有効開発面積の20%以内のもの ○全面道路に沿って公開空地を設ける場合は、その幅員は2.0mを標準とする ○通り抜け道路整備事業における道路の幅員は、原則として3.0m以上とする。尚、歩道は車椅子の通行を考慮した形態とする ○開発行為等に基づき公共提供公園を設置する場合は、公開空地あるいは通り抜け通路のいずれかと隣接していること </div> <div style="width: 45%;"> <p>■補助の対象となる施設</p> <p>○植栽、舗装、街具、照明、その他町長が必要と認めるもの(彫刻、オブジェ等)</p> <p>■補助金の額</p> <p>補助金は、補助対象施設を整備するのに必要な費用の合計額の1/2に相当する額の範囲内で、かつ100万円を限度とします。</p> <p>■補助金交付の手続の手順</p> <p>①事前協議 申請日の60日前までに事前協議を完了して下さい。</p> <p>②補助金の申請 規定に基づいた申請書類を作成して下さい。</p> <p>③決定通知 審査の結果、補助事業として採択されたときは、決定通知書により内示・通知されます。</p> <p>④変更・中止する場合 変更を生じた場合または中止する場合には、報告し承認を得て下さい。</p> <p>⑤完了の届出 完了時に実績報告書を提出し、町の検査を受けて下さい。</p> <p>⑥補助金の請求 検査を受けた後、補助金を請求して下さい。</p> </div> </div>

1. 補助事業事例説明図



(出典：Oimachi Scenery Plan—緑と潤いの町を目指して—(大井町発行))

景観づくりへの支援②	
景観づくりの方向性	景観に関する啓発
事業名	景観づくりに関する啓発事業
所在地	神奈川県鎌倉市
主体	行政
目的	市民、事業者に景観づくりに関する関心を高めてもらうため。
内容	<p>・市民、事業者に景観に関する意識を高めてもらうために開かれたシンポジウムで、有識者による基調講演や、景観づくりに関する計画のプレゼンテーションや、パネルディスカッションなどが行われました。</p> <p>・現在は、新たに景観に関する「親子セミナー」が行われています。今後は景観づくりに功労のあった方に対する表彰と合わせて、より幅広い市民を対象としたシンポジウムや景観づくりの出前講座ができないか検討中です。</p>
	<p>2. シンポジウムのプログラム</p>  <p>(出典：かまくら都市景観のつどい（鎌倉市発行））</p>




その他の事例

①自然景観づくりの実施事例

	<p>事例写真－1</p> <p>埼玉県志木市</p> <p>自然景観の保全</p> <p>景観的に重要な斜面林の一部として条例により保全した樹林地</p>
	<p>事例写真－2</p> <p>東京都檜原村</p> <p>自然景観に配慮した擁壁</p> <p>周囲の自然の景観と調和した自然石積み擁壁</p>
	<p>事例写真－3</p> <p>富山県立山町</p> <p>自然景観に配慮した橋梁</p> <p>背景の山並みと調和するようすっきりとデザインされた橋梁</p>

	事例写真－４
	栃木県日光市
	自然景観に配慮した建築物 背景の山並みと調和するよう建物の高さ、形状、色彩に配慮した建築物
	事例写真－５
	富山県立山町
	自然景観に配慮した建築物 背景の山並みと調和するよう高さを抑え、山小屋風のデザインを取り入れた駅舎

②歴史・文化景観づくりの実施事例



	事例写真－6
	岩手県遠野市
	歴史景観の保全、整序
	歴史的景観要素である民家と石垣に調和するよう整備された駐車場の石垣
	事例写真－7
	京都府京都市
	歴史景観の保全、整序
	法的な枠組みで保全し、かつ電線の整理、石畳の舗装などを行った歴史的な茶屋町の街並み
	事例写真－8
	長崎県島原市
	歴史景観の保全
	道路中央を流れる水路や沿道の屋敷と石垣等の一体的な保全を図った歴史的な武家屋敷の街並み

	事例写真－ 9
	滋賀県近江八幡市
	歴史景観の整序 特産の瓦を利用して周囲の城下町の景観と調和するようデザイン、素材、色彩に配慮した建築物
	事例写真－ 10
	京都府京都市
	歴史景観の整序 歴史景観に調和させながら、新しいデザインを取り入れた店舗や広告物
	事例写真－ 11
	兵庫県城崎町
	歴史景観の整序 周囲の歴史的温泉町の景観と調和させたデザインや色彩とした建築物と広告物

③生活・産業景観づくりの実施事例

	事例写真－１２
	東京都多摩市
	生活・産業景観の創造
	複数の施設の規模やデザインの調和に配慮し、全体として整った景観を創っている建築群
	事例写真－１３
	東京都港区
	生活・産業景観の創造
	中高層部分と低層部分のデザインを分離し、遠景での視覚的安定感の演出を図った大規模建築物
	事例写真－１４
	富山県富山市
	生活・産業景観の創造
	バルコニーの形態を直線的にし、壁面デザインをすっきりとさせた大規模建築物

	<p>事例写真－１５</p> <p>山梨県上野原町</p> <p>生活・産業景観の創造</p> <p>住宅や敷地のデザインを総合的に行い、住宅地として質の高い景観を創っている宅地開発</p>
	<p>事例写真－１６</p> <p>東京都江東区</p> <p>生活・産業景観の創造</p> <p>シンプルなデザイン、背景となる空と調和した色彩を用いて景観的な圧迫感、違和感を軽減した排気筒</p>
	<p>事例写真－１７</p> <p>山梨県山梨市</p> <p>生活・産業景観の創造</p> <p>街路樹による緑化で潤いのある都市の顔となっている幹線道路</p>

	事例写真－１８
	長野県諏訪市
	生活・産業景観の創造
	緩傾斜として親水性を高めている湖岸
	事例写真－１９
	東京都港区
	生活・産業景観の整序
	多様な情報を整形の形態に納め、周囲の景観となじむデザインとした公共サイン
	事例写真－２０
	東京都渋谷区
	生活・産業景観の整序
	規模や掲出位置をルール化し、整った景観要素になっている広告物

	<p>事例写真－２１</p> <p>東京都渋谷区</p> <p>生活・産業景観の整序</p> <p>建物に合わせたデザインにより、建物との調和を図っている広告物</p>
	<p>事例写真－２２</p> <p>埼玉県幸手市</p> <p>生活・産業景観の整序</p> <p>丹念に植栽を施し、潤いを演出している住宅の敷地</p>
	<p>事例写真－２３</p> <p>東京都多摩市</p> <p>生活・産業景観の整序</p> <p>高木が植栽できるような構造とし、潤いある景観を演出する要素とした法面緑化</p>

④眺望景観づくりの実施事例

	<p>事例写真－24</p> <p>栃木県日光市</p> <p>眺望景観の保全</p> <p>世界遺産ともなっている眺望景観を構成する、法的に保全された建造物と杉並木</p>
	<p>事例写真－25</p> <p>東京都多摩市</p> <p>眺望景観の創造</p> <p>視点場となるアルコーブを整備した橋梁</p>
	<p>事例写真－26</p> <p>長野県諏訪市</p> <p>眺望景観の創造</p> <p>湖への眺望を確保するための湖岸散策路</p>

	事例写真－２７
	東京都品川区
	眺望景観の創造
	運河沿いの眺望を得るための散策路
	事例写真－２８
	栃木県日光市
	眺望景観の整序
	背後の山並みへの眺望を阻害しないよう高さ、屋根の形状、色彩に配慮した建築物
	事例写真－２９
	東京都多摩市
	眺望景観の整序
	屋根の色彩をコントロールしてまとまりのある市街地へのパノラマを形成している各施設

参考資料

1. 県の地域景観づくり支援施策

(1) 景観アドバイザー制度

市町村や県民・事業者のみなさんの景観づくりを支援するため、建築、土木、デザイン、緑化、色彩などの専門家を助言者として派遣する制度です。

魅力ある景観づくりのための計画の立案から実施にいたるまで、幅広いアドバイスを受けることができます。なお、派遣に要する費用（講師謝礼、派遣旅費）は県が負担します。

こんなときに景観アドバイザーを活用してください

市町村

- 景観形成に関する普及・啓発を行おうとするとき
- 地域の景観特性を生かしたまちづくりを行おうとするとき
- 周辺の景観に調和した公共事業を行おうとするとき
- 景観形成に関する基本方針や基本計画を策定しようとするとき

県民、事業者

- 個性ある商店街づくりを行おうとするとき
- 生垣づくり、花づくり活動など緑化事業を行おうとするとき
- 伝統的な町並みや建築物を保存しようとするとき
- 自治会や町内会で「景観形成住民協定」を結ぼうとするとき

これまでの代表的な活用事例

- 研修会講師
 - 景観関連コンテスト審査員
 - 町内掲示板に関するデザイン
 - 村道整備に伴う歩道設計
 - 県道整備に伴う公園設計
 - 庁舎新築に伴う建築物のデザイン・色彩
- 等

(2) 地域景観づくりリーダー養成事業(景観人講座)

地域において主体的に景観づくりに取り組む人材の育成を図るため、景観について関心を持つ県民を対象に、平成13年度から3年計画で講座を開催しています。

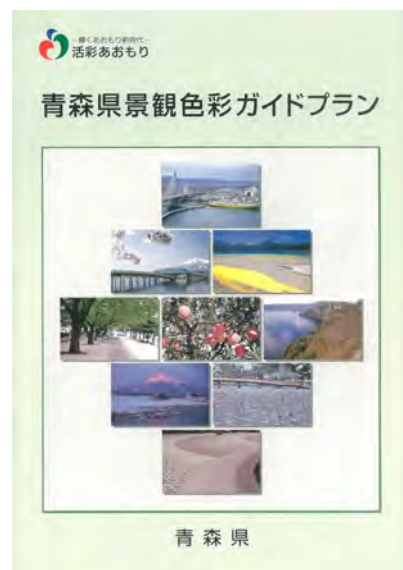
これまで、景観の基礎的事項を学ぶ講義や、実際に町に出て気になる景観を探すフィールドワーク、景観マップづくりのワークショップなどを行ってきました。

2. ガイドプラン等

(1) 公共事業景観形成基準 ガイドプラン

景観条例に基づき、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準（公共事業景観形成基準）を設けていますが、これをわかりやすく解説したものです。

これを参考に景観に配慮した事業の実施に努めてください。



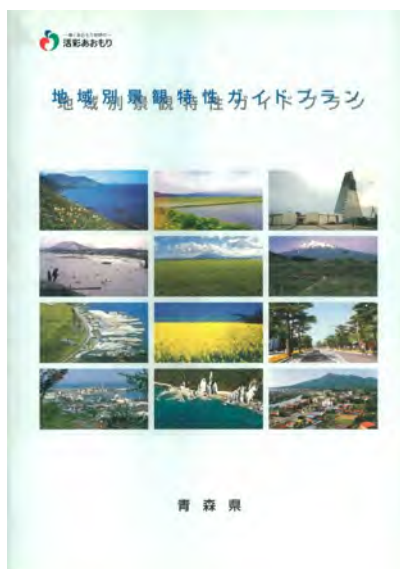
(2) 景観色彩ガイドプラン

建物の色彩が周辺景観に与える影響は極めて大きいことから、県として望ましい色彩の考え方や使い方をまとめたものであり、大規模行為届出制度における審査や公共事業の実施などにおいて、景観色彩の向上のため活用しています。

市町村においても景観向上の参考書として活用してください。

(3) 地域別景観特性ガイド プラン

県内の景域（一定の視覚的まとまりを持つ領域）ごとの特性と配慮事項、景観類型（海岸、山地、田園、市街地など、地形や土地利用の面で同質の条件を持つ領域）ごとの特性と配慮事項についてまとめたものです。地域の景観の現況を調査する際の参考として活用してください。



(4) あomorい景観創造プラン21

景観創造の取り組みの基本的な考え方、実現させたいふるさとの景観像等について取りまとめたものです。

ふるさとの個性を活かした魅力ある景観創造を目指した取り組みの参考として活用してください。

3. 参考文献

○景観づくりの参考となる文献の一覧

	種名、雑誌名	著者、編集者	発行所	発行年
1	土木工学大系 13 景観論	土木工学大系編集委員会編	彰国社	1977
2	新体系土木工学 59 土木景観計画	篠原修	技報堂出版	1982
3	フォレストスケープー森林景観のデザインと演出ー	(社)全国林業改良普及協会編	(社)全国林業改良普及協会	1997
4	景観の構造	樋口忠彦	技法堂出版	1975
5	スケープテクチュアー明日の造園学ー	江山正美	鹿島出版会	1983
6	自然環境アセスメント技術マニュアル	自然環境アセスメント研究会	(財)自然環境研究センター	1995
7	景観からのまちづくり	鳴海邦碩編	学芸出版社	1988
8	環境アセスメント技術ガイドー自然とのふれあいー	自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会編	(財)自然環境研究センター	2002
9	水辺の景観設計	(社)土木学会編	技報堂出版	1988
10	日本の景観ーふるさとの原型ー	樋口忠彦	春秋社	1981
11	景観づくりを考える	細川護熙・中村良夫	技法堂出版	1989
12	港の景観設計	(社)土木学会編	技報堂出版	1991
13	日本の景観ーふるさとの原型ー	樋口忠彦	ちくま学芸文庫	1993
14	景観づくり・むらづくりー農村景観づくりの手引きー	農村景観計画研究会編	ぎょうせい	1994
15	景観用語事典	篠原修編・景観デザイン研究会著	彰国社	1998
16	道路景観整備マニュアル [案] II	建設省道路局企画課道路環境対策室監修、(財)道路環境研究会／道路景観研究会編著	大成出版社	1993
17	道路景観整備マニュアル [案] ー道路景観整備の進め方ー	建設省道路局企画課道路環境対策室監修、(財)道路環境研究会／道路景観研究会編著	大成出版社	1990
18	景観ー基本計画づくりから実際例まで	荒秀 編集代表	ぎょうせい	1991
19	造景 no. 29	平良敬一編	建築資料研究所	2000
20	西村幸夫 都市論ノート 景観・まちづくり・都市デザイン	西村幸夫	鹿島出版会	2000
21	風景デザイン 感性とボランティアのまちづくり	進士五十八、森清和、原昭夫、浦口醇二	学芸出版社	1999
22	市民版まちづくりプラン 実践ガイド	渡辺俊一、太田守幸	学芸出版社	2001
23	まちづくりキーワード事典	三船康道+まちづくりコラボレーション	学芸出版社	1997
24	都市環境デザイン 13 人が語る理論と実践	鳴海邦碩 都市環境デザイン会議 関西ブロック	学芸出版社	1995
25	市民参加のまちづくり マスタープランづくりの現場から	渡辺俊一	学芸出版社	1999
26	景観工学	石井一郎、元田良孝	鹿島出版会	1990
27	景観づくりの手引き 市町村のための景観形成基本計画策定マニュアル	長野県		1997
28	ひろさき 景観づくりガイドブック	弘前市		1998

景観づくりの手引き

平成15年3月

企画・発行：青森県環境生活部文化・スポーツ振興課 景観グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

TEL：017-722-1111（内線3523）

017-734-9208（直通）

製 作：(株)プレック研究所